

さん方には、特にこの本委員会の委員という立場もあるわけでありますから、速やかに御自身のお立場を明らかにさせていただきたい。

このように考えておりますが、委員長に、この内容について御検討いただけますでしょうか。

○委員長(国井正幸君) この問題については、後日、理事会で協議をさせていただきたいと思います。(発言する者あり) 後刻。

○谷博之君 それじや、そういうことで、委員長にゆだねたいと思っております。

それでは、早速ですが、付託されております薬剤法の改正に関する質問をさせていただきたい

と思います。

厚生労働省は、平成十四年の六月に薬剤師問題検討会というのを設置しまして、そして薬剤師国家試験のいわゆるその受験資格の問題、あるいは

また薬剤師の資質の向上の問題等々について検討されてまいりまして、同年の九月にその中間のそ

のいわゆる内容を発表しております。中間ではなくてその内容の発表をしております。そして薬剤師需給の将来の予測というものを明らかにしてお

りますけれども、まず、その具体的な中身について簡潔にお答えいただき、そして、この予測以外に、他にも資料等があればその内容についても教えていただきたい。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お尋ねのごとくお尋ねのございました平成十四年九月二十七日に薬剤師問題検討会で取りまとめられた薬剤師需給の予測について御説明申し上げます。

これは、需給予測のポイントでござりますけれども、就業を希望する薬剤師数につきましては、

平成十二年末の総薬剤師数をベースといたしまして、総薬剤師数が毎年、過去五年間の国家試験合

格者の数の平均で増加をするという前提、それから、総薬剤師数に占めます就業を希望する薬剤師の比率が一定であるという一定の仮定の下に算出をされております。また、薬剤師の需要につきまし

ては、医薬分業の進展状況によって異なりますので、分業率が5%あるいは3%で進展する場合と

いうことで算定をいたしております。

そういうふうな仮定の下で、その結果、この報告書におきますと、需要予測におきましては、薬剤師全体につきましては、就業を希望する薬剤師数が必要を上回ると。需給差は、その需給の差で

○谷博之君 それじや、そういうことで、委員長にゆだねたいと思っております。

それでは、早速ですが、付託されております薬剤法の改正に関する質問をさせていただきたい

と思います。

厚生労働省は、平成十八年から二十二年にかけて最も縮まっていくだろうと、その後また拡大をしていくだろうということでございまして、今後いわゆる薬剤師不足が生じるということはな

いであろうということが一つでございます。それからまた、薬局の薬剤師につきましては、これも見込みによるわけでござりますけれども、医薬分業率が年五%増で進展したといたしましても不足は生じないだろうと。それから、平成十九年以降、毎年新規の薬剤師数が逆に今度三〇%程度で減少しても、薬剤師不足は生じないであろうと。

○谷博之君 そういうふうな需給予測でございまして、結論といたしまして、新規の参入薬剤師数については現状より増加しないように配慮すべきであるし、慎重に対応すべきだと。あるいは、薬剤師免許を取得したにもかかわらずその専門性を活用できない

という状況を防ぎ、薬剤師の適正数を保ちながらその資質向上を図り、質の高い、安心安全な医療を提供するためには、平成十九年以降、各年の新規薬剤師が段階的に減少し、最終的には二〇%程度で減少することが重要ではないかというふうな指摘をいたしております。

○谷博之君 それから、もう一つお尋ねがございました、これ以外に資料はないかということでござりますが、過去に厚生科学研究等で予測が行われている

ようござりますけれども、一番新しいデータを基にして分析をいたしましたのがこの平成十四年九月の報告書でございまして、これ以外に、あるいは薬科系の大学、あるいは研究機関独自に予測

が、過去に厚生科学研究等で予測が行われている

ようござりますけれども、一番新しいデータを基にして分析をいたしましたのがこの平成十四年九月の報告書でございまして、これ以外に、あるいは

大学の新増設が次々に行われていてることでござりますが、十年から十五年度におきましては薬学部の新設が二件ございました。また、薬学部の入学定員の増加につきましては、今申し上げました薬学部

が、十年から十五年度におきましては薬学部の新設によるものが二百七十名、それから既設大学の入学定員増によるものが四百九十名で、七百九十五名の増加でございます。

○政府参考人(徳水保君) お答え申し上げます。

この長期実績実習の実現に向けて努力をしておりましますが、私はどの立場からしますと、気に掛かって

いることがございます。それは、このところ薬科大学の新増設が次々に行われていてることでございま

す。この二年間、つまり十五年度と十六年度で、何と既に十校の新増設がございました。この傾向

がもし続ければ、どうしても施設の確保が難しくな

な感想あるいはお考えを持つておられましょ

うたしております。

○谷博之君 今の御答弁に対し、大臣はどのようにお考えを持っておられましょ

うとしても、実習の質そのものが薄められてしまふといふそれが十分にあるかと考えております

と、こういうおそれがあることを参考人の発言をしております。

こういうことも参考にしながら次にお聞きした

が、現在約二十三万人ぐらいと思っております。

また、毎年卒業される皆さん方は、医師の卒業さ

れる方をもう既に上回るぐらいなところに来てい

るのではないかというふうに思つております。

かなり卒業者も増加をしてきているという状況でございます。

いよいよ六年制にここで突入するわけでございまして、六年制になりましたときのそのカリキュラム、あるいはまた卒後の教育、あるいはまた実習等々につきまして、平成十八年スタートまでに一度見直しをしなければならないわけでございまして、六年制にあります。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 最近の大体の国家試験の合格者数を見ますと、大体毎年八千人から九千人程度ということでございまして、平成十年で例え申し上げますと八千三百八十七人、それから十一年で九千五十人というようなことで、それを大体平均いたしまして、そういう数字だといふことでございます。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 最近の大体の国家試験の合格者数を見ますと、大体毎年八千人から九千人程度ということでございまして、平成十年で例え申し上げますと八千三百八十七人、それから十一年で九千五十人というようなことで、それを大体平均いたしまして、そういう数字だといふことでございます。

○谷博之君 それでは、また重ねてお伺いしますが、先ほど参考人の発言もちょっと引用させていただきましたが、平成十年度から十六年度まで、具体的に新增設された薬学部は全国にどのくらいあります。既存大学の定員増も含めて薬学部入学者数はどれくらい増えてきているか、お答えいただ

きたいと思います。

○谷博之君 それでは、また重ねてお伺いしますが、先ほど参考人の発言もちょっと引用させていただきましたが、平成十年度から十六年度まで、既存大学の定員増も含めて薬学部入学者数はどれくらい増えてきているか、お答えいただ

きたいと思います。

○政府参考人(徳水保君) お答え申し上げます。

まず、平成十年から十五年度まででござりますが、十年から十五年度におきましては薬学部の新設が二件ございました。また、薬学部の入学定員

の増加につきましては、今申し上げました薬学部

の新設によるものが二百七十名、それから既設大学の入学定員増によるものが四百九十名で、七百九十五名の増加でございます。

それに加えまして、平成十六年四月の段階で八

学部が新設されまして、その際、入学定員が千三百四十五名増員しております。

○谷博之君 今の数字を挙げていただきましてお分かりのとおりだと思いますが、ここ数年、特に

平成十六年度は大変学部の増設がございました。八つの大学で学部の設置を認めることとなりまして、平成十六年だけでも合計千八百四十人もの定員を新規に認める、こういうふうなことになつてゐると。私の手元に全国の大学の薬学部の一覧がございますけれども、大変入数が、ここ四、五年生入学者の定員数が増えているということは、明らかにこれは数字で出でております。

このことにつきまして、実は衆議院の文教科科学委員会でも質疑が行われております。河村文部科学大臣はこのように答えております。医師、歯科医師、歯科医師の養成については、所管官厅の方針があるので、文科省として学部の新增設の抑制を図つてゐるが、薬剤師については厚労省がまだ方針を示してこないので、この新しい方針を示してこないでということとこの新規学部の新增設を認めているが、こういうふうな答弁なんですけれども、この点についての答弁は間違ひございませんか。

学委員会におきまして大臣の方から御答弁申し上げましたのは、薬学部等の設置認可につきましては、従来、文部科学省では原則抑制、すべて、薬学部に限らず、大学あるいは学部の設置あるいは入学定員の増については抑制をするという方針でございましたが、これにつきましては、総合規制改革会議の方から大学の設置等に対する参入規制として働くことと考えられるので問題であるという指摘がなされ、規制改革推進三か年計画、これが平成十四年三月に閣議決定されました。

これを受けまして、平成十五年四月より原則抑制の方針を転換をしたということを御答弁申し上げ、その上で、薬剤師の需給問題については厚生労働省においてその対応策が示されていない状況であるが、厚生労働行政の中で幅広い観点から検討されるべき課題であること、その上で、現在の状況では薬剤師の需給問題への対応策の一つとして薬学部の新增設を抑制することは取り得ない旨、そのことをお答えしたものでございます。

○谷博之君 そうしますと、文部科学省の側から

すれば、厚生労働省が言うなつま印判をしていく

問題が二つあります。

すれば、厚生労働省が言うならば抑制をしてくれと言つてこないから学部の増設はこれからどんどん認めていくという、こういう形になつていると いうふうに我々は取らざるを得ない。
総合規制改革会議のそういうふうな話も出まし 題だというふうに思つております。

先ほど、十八年と申しましたのは、十八年から この六年制大学がスタートするものですから、そ れまでにいろいろ議論を重ねて、そして一つの方 針を明らかにしていかなければいけないと思うん

うな感じしておりますが、そういう点からしますと、私は、是非、この問題については文部科学省と厚生労働省の間で、そういう実際の推移を見ながら、いわゆる全体の数の抑制なりあるいは認可なりというようなことをやつぱりやっていくつてい

たけれども、この点については、坂口大臣、どうなんでしょうか。ということは、このままの状態を続けていくことなんでしょうか。

です。十八年からといいましても、十八年からスタートするわけでありますから、その前にやはり方針を示しておかなければ各大学もお困りになるということもあるだろつというふうに思つておりまじ、こうして専門を取つて、もう二つと

医薬分業をかなり進んでおり、薬剤師さん不足ということが言われたこともございましたが、最近は大体確保できる状況になってきているのではないかというふうに思つております。

申し上げたのは、先ほど申し上げたとおりでございます。
○谷博之君 私の方で聞こうとしていた内容についても若干触れていただいたわけですが、実は、おととい、私も文教科学委員会でいわゆる学校教科書として、それが其を送りこむことをしていました。

ろにどうするかというような問題もあって、そうしたところにすべて薬剤師さんを正規のようにちゃんとしていくということになりますと需給状況どうなのかということが今課題になっていると、うぶうこ思つておりますが、将来の問題といった

育法の改正法案の中での薬剤師の六年制の問題についても質問をさせていただきました。

どうなるかということは、今考えなければならぬ
薬剤師さんが増えていくことで需給関係が
この現在の状況から更に学部を増やして、そして
どうなるかということは、今考えなければならぬ
ありますし、少し中長期的に見ました場合に、
しまして、これはほつほつ人口も減ってくるわけ
であります。

学者というのは四年制です。途中から、もちろん、四年制で入学しても六年制に移行することはもちらん可能だと思いますけれども、ちょうどそうしますと、平成二十二年、二十三年度の卒業生辺りが若干数的には少なくなるのかな、こういうふう

いことの一つというふうに私は思つております。
先ほど文部科学省の方から御指摘いただきまし
たように、総合規制改革会議での御意見というの
もあるわけでござりますけれども、しかし我々は
我々としてやはりおつきりした意思を寺山によられ

に思いますけれども、その以降はまた言うならば卒業生が増え、そして薬剤師の国家資格を受け取る人も増えてくる、こういうふうな一つの波があると思うんですね。

ここは文部科学省の方ともよく御相談をさせていただいて決定をしなければいけないというふうに思っておりますが、現在の状況、そして六年制にはならないんだろうというふうに思つてはござります。

いうふうな形でいわゆる薬剤師の国家資格を取るために人が推移していくのかということ、それから現状、そういう資格を取った人たちが実際に社会に出てどういうふうな仕事に就くか、有職の立場になっていくのかということについては、こ

になりましたときに、その六年制の学校のハードルと申しますか、どういう高さにするかということもこれは関連をしてくるわけでございまして、こうしたこと等総合的に私は考えていくべき

されは極めて、非常に読みにくい、そういうものが
あると思うんですけれども、そこらについては、
今の大臣では、それらについても十八年度前にや
りたいというふうなことで御答弁がいただいたよ

被連の先ほど申し上げた意見書がどのように反映されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。

御指摘のように、平成十五年九月に薬学教育の改善・充実についての中間まとめを出したわけでございますが、それに対しまして全国薬害被害者団体連絡協議会から、薬害や薬剤に関する医療事故の実態から、医療倫理、患者の人権について学ぶことが薬学教育には重要である、そういう趣旨の意見書が出されているわけでございます。その中でまた、薬害教育をすべての大学で必修化すること、あるいは薬害等の被害者から直接話を聞く授業を実施すること、そういうことも要望されているわけでございます。

この意見書を踏まえまして、さきに申しました薬学教育の改善・充実という最終報告書では、中間まとめの段階では盛り込まれておりませんでした、医療事故や薬害を防ぐ危機管理能力を身に付けることが薬学教育に期待される、こういう記述が追加をされております。

○谷博之君 私もこのいわゆる最終報告を何度も拝見をさせていただきまして、その点については、当初は、中間取りまとめでは「倫理観なども身につけることのできる教育」というところを、これを今もお話しありましたように「医療事故や薬害を防ぐ危機管理能力なども身につけることのできる教育」、こういうふうに記述を改めている、こういう点は私どもも承知をしております。

それでは、今お触れになつたことは薬学教育カリキュラムに具体的にどのようにこれが反映されようとしているのか。

○政府参考人(徳永保君) お答えを申し上げま

た、薬害について具体例を挙げ、その背景を概説できるようにすること、あるいは、薬物の主作用と副作用、毒性との関連について説明できるようになると、代表的な薬害の例、サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジンなどについて、その原因と社会的背景を説明し、これらを回避するための手段を討議する、こういったことが挙げられているわけでございます。

このモデル・コアカリキュラムは、すべての薬学生が卒業までに身に付けるべき最低限の到達目標、こういうものを示したガイドラインでござります。私どもいたしましては、薬学問題の重要な性にかんがみまして、今後、各大学におきましてカリキュラムの編成をする中で、こういうような内容が実際にカリキュラムの中に反映をされ、実現をされ、薬害防止に関する教育が充実されますよう、各大学の取組を促していくたいと思っております。

○谷博之君 薬剤師問題検討会の中間報告書、これ平成十五年十月二十九日に出ておりますけれども、この中にはやはりこのようなことが指摘されているんですが、近年、医薬品に関連する事故が数多く発生しているが、調剤の段階から実際に患者が服用するまでのすべての段階を通じての薬剤に関する総合的リスク管理を薬剤師が十分行っておられるとは言えないという、こんなようなことも触れたという、こんなような事故も新聞で出ております。

日本薬剤師会の最近の調査によつても、全体の処方せんの約二%程度しか疑義照会というのが行はれていないと、こんな数字も出ているわけです。私は、医療現場で、特に医師、歯科医師の方々が薬の処方せんを出して、それを薬剤師の方が調剤をする。薬については両者とももちろんプロであるわけで、専門家であるわけですから、特に薬については薬学のそういう勉強された方々が非常に知識を豊富に持つておられるわけですが、そういう立場から、処方せんの中身について、果たしそうか、こういうふうなことで、よりこの内容も徹底していかなければいけないというふうに思いますが、これは厚生労働省の方でどのように考へておられましょうか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 御指摘のように、

薬剤師の生涯教育というのは大変重要でございまめたわけでございますが、その中で特に薬害防止に関する教育内容あるいは目標として、一つには、医薬品の適正使用における薬剤師の役割について概説できる、きちんと理解をすること、また

思っております。

厚生労働省としては、適切な指導者の下で業務全般の幅広い基本的研修をするということで、平成九年度から薬剤師の実務研修を実施しておりますが、これから先、更に拡充をしたいというふうに考えておりまして、その実務研修の拡充をしております。

つまり、問い合わせたところ、担当の医師、その処方せんを作ったお医者さんがほかに診療しているとか、いろんな事情があつてそれを受けることができにくい状況がある。あるいは、何度も疑惑照会をすると、もう、ちょっと忙しいから勘弁してくれば、そういうこともあるやに聞いてい

るわけでありまして、そういうようなことで、医師に何か言われたらどうしようかとか、あるいはいつもこれだからとか、不快な思いをしたくない、こんなようなことで疑義照会をためらう風潮が実際には強いというふうに言われているわけでありますけれども、勇気を持って疑義照会をしても、医師と直接話をさせてもらえず、病院の事務職員が門前払いをするというケースもあるというふうに聞いております。

そこで、薬剤師からのこうした疑義照会への対応について、それを受ける側の医師や看護師、病院の事務職員は、こうしたことのないようになります。

ために、どのように対応すべきかを実際の現場やそういうところで研修教育をしていくこうとしているのか、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいたい。

○国務大臣(坂口力君) 疑義照会の話、先日もおたとこでございますが、大変、薬剤の方面においても進歩が目覚ましいわけであります。したがいまして、新しい立場からいろいろの御意見を薬剤師さんがおつしやる機会というのは、私はそれを薬剤師さんがおつしやる機会といつたのですが、私は今後一層また増えてくるものというふうに思つております。

それで、先ほど大学病院の中の間違いのお話をされましたけれども、やはり病院の中で、特に病棟ですね、病棟でいろいろの注射を行う。特に混合して、そして点滴注射を行うといったような場合に、現在、ほとんどの場合、看護師さんにゆだねているわけであります。本当にここに薬剤師さんに関与をしていただかなければならぬ問題

も、現実にはなかなかできにくい状況があるということを我々は専門家の方々からよく聞いています。

題だというふうに思つております。先ほどの問題ともこれ関連するわけであります。そうしたことに薬剤師さんが今後関与していくかようになりましたときに、薬剤師さんの数が一体どれだけ必要かということにもつながつてくる話でございます。

そうしたことを考え、そして、特に疑義がありますときには、薬剤師さんとそしてその担当の医師とが直接お話をしていくだくというのが一番私はいいんだろうというふうに思つております。

だから、病院の中でそういう体制ができるいなければならぬと思いますし、やはりそこはしつかりとした薬剤師さんが権限を持つて御主張をいただく体制でなければならないというふうに思つております。医師の権限のみが強過ぎて、そして他の職種の皆さん方が従属的であり過ぎるということは、大変これから医療に取りまして問題があるというふうに思つております。

したがつて、そういう意味ではこの疑義照会、これ二%が高いか低いかというふうなこと、これは議論の難しいところですが、少なくともいわゆる過去からのそういう一つのデータを取つて、そして疑義照会を更に増やしていく、そういう一つの指標的なものを作つて、そしてともかく細かいことでも照会をするというふうなことの中に、やっぱりみんなが研さんをし合つて疑義照会の件数、パーセンテージが減つてくるということになつていくと思つますので、そういう点で、確率の増加を一つの指標として取り上げていくといつていただきたいというふうに思つております。

それから、いろいろ時間の関係ございまして、予定した質問が十分できません。

東京理科大学における実験動物の取扱いについてお伺いしたいと思っております。

これはまた一昨日、私は文科委員会で聞いたわけですけれども、こういう内容を受けてお伺いをしたいと思いますが、こういふ実態になつた理由というのは、そもそも我が国に現在この動物実験に関する法制度が整備されていない。その結果、その適切な扱いは基本的に実験者の自主的規制、努力にゆだねられていると。そしてその結果として、現実にはこの点が不備のため、私たちは日本じゅうのどこでどんな動物実験が行われているのか全く知ることができないという状況に今あるわけですね。

つまり、全国にこれだけの大学の薬学部があり

ます。この薬学部はほとんどそういう実験動物を

してます。そういうふうな実験動物の行つてい

る大学の建物のすぐわきに住んでる方々が、例え

ばいわゆる感染症の疑いのおそれのあるそつ

うふうな動物が逃げ出す、そういうことについてもそれはなかなか分からないと、こんなよ

うに言われています。

したがつて、このような実態について厚生労働省としてはどのように把握をされておられるか、

お伺いしたいと思います。

○谷博之君 大臣の御答弁についてはよく分かつたわけであります。私は、これは意見をちよつ

と、それを受け、この大学では五月に大学内

部にそういう調査検討の真相究明委員会を作つて、今その調査しております。それを発表した

いと、こういうところまで話は来ております。

我々は、そういう中で、今年の二月に遺伝子組

と言いますが、この疑義照会というのはじや何%あればいいとか、そういうふうな具体的な数字というのはこれは立てにくいと思うんですが、やっぱり現場で疑問を感じれば、それはその疑問について確認をするという、こういうふうな作業はこれは絶対必要であつて、そのことによつて医療ミスというものは減らされていくことになると思うんですね。

したがつて、そういう意味ではこの疑義照会、これ二%が高いか低いかというふうなこと、これ

は議論の難しいところですが、少なくともいわゆる過去からのそういう一つのデータを取つて、そ

して疑義照会を更に増やしていく、そういう一つの指標的なものを作つて、そしてともかく細かい

ことでも照会をするというふうなことの中に、

やっぱりみんなが研さんをし合つて疑義照会の件

数、パーセンテージが減つてくるということになつていくと思つますので、そういう点で、確率

の増加を一つの指標として取り上げていくとい

う、そういうふうな考え方、やり方も是非検討し

ていただきたいというふうに思つております。

それから、いろいろ時間の関係ございまして、予定した質問が十分できません。

東京理科大学における実験動物の取扱いについ

てお伺いしたいと思っております。これはまた一

昨日の文教科学委員会でもいろいろ細かく質問さ

せていただきたわけであります。これは御案内

のとおり、東京理科大学が昨年、千葉県の野田に

薬学部を移転をいたしました。そして、生命科学

研究所、それからこの薬学部、両方そろなんです

が、いわゆる非臨床試験としてのこうした実験動

物を飼育をして、そして当然それを医学、薬学の

面で活用しているわけであります。

ただこの大学の実験動物の扱い方というの

は、その実験動物を限ら

れたスペースに飼育をする。そのときに、何十倍

もの量の動物を本当に狭いかごに入れて飼育をす

るというふうなことで、結果的に食料、水も与え

ないということ、食料というかえさを与えないとい

うことは御指摘のとおりと私も思います。

これは、薬学部だけではなくて各医学部があり

ますとか他の研究所にも共通する問題でございま

すが、多くの病院はこの動物の、実験動物の管理

というのに非常に気を遣つておりますし、中には

実験動物担当教授というのを作つたりというよ

うなところもありまして、その遺伝的なものから、

あるいはまた飼育の問題から、あるいは感染症の

問題から非常に気を遣つていてところがございま

すが、やはり実験の基礎になる問題でもございま

す。そのためには、その動物の、実験動物の管理

というのも確かにこれは存在するというふうに思つ

ております。そのためには、その動物の、実験動物の管理

の三十二条にはこういう疑いのある施設についての立入検査ができるという、そういうことが法律で裏付けられるようになりました。したがって、五月ごろということですが、大学側からそういう真相の内容が発表されると。その場合に、もし実験動物を飼育施設以外で飼育をしたり、逃亡の事実が過去にあつたり、こういうようなことが現実に報告として出されたときには、今申し上げたような法律の三十二条を使って改めてこの大學に立入りをする考え方があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(石川明君) 東京理科大学の動物飼育の関係のお尋ねでございます。
ただいま先生からお話をありましたようなことにつきましては、現在、東京理科大学の調査委員会で調査が進められておりまして、これによつて事実関係が明らかにされるものと考へておりますけれども、私どもの方でも東京理科大学から既に様々な形で事情を聞いております。

それによりますと、過去において遺伝子組み換え動物が逃亡防止設備を備えていない実験室で飼育されていましたという事実があつたということでおござりますけれども、現時点では改善をされておると。また、動物の逃亡があつたことを示す事実といふものは確認をされておらないと。それから、遺伝子組換え生物等規制法に基づいた措置、これは適切に現在取られておるというような報告を受けているところでございます。

このため文部科学省といたしましては、法律に基づく立入検査を実施するというような必要性は今のところはないというふうに考へておるところでございますけれども、このような問題が再発しないように、同大学におきまして体制整備など適切に対応するということがまずもつて重要であると思っておりますし、文部科学省といたしましてはこの点につきまして今後とも十分に注意を払つていただきたいと考えております。

なお、もし東京理科大学の調査委員会の報告書等におきまして、新たな問題が明らかになるよう

な、そんなような場合におきましては、その内容に応じてこれまた適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○谷博之君 この問題は、冒頭申し上げましたように、この大学のこうした実験動物の飼育の管理を委託された委託管理業者が、もう過去十数年にわたり具体的に学内であつたことについて細かく事実を羅列をして文部科学省の方にそのことを内部告発しているわけですね。そういう非常に重大な私は問題であると思つていますが、文部科学省の側はかなり慎重にそれを対応していると思うんです。

これは、私は国立大学の場合はそういうことはないと思います。私立大学であるがゆえになかなか腰が引けているというふうなこともあります。少なくとも動物にも一つの、人間の人権じゃありませんけれども、一つの権利があるんですね。いわゆる人間の福祉もそうですが、動物にも福祉があります。そういうふうな貴重な実験動物をたくさん使つてたくさん殺せばいいんだということではないと思うんですね。そういう中で、やっぱりいかに人間の薬や生命を維持するためにその薬を作つて、そういうふうな実験動物が犠牲になりつつ一つの薬ができるわけです。そういうことを考えたときに、現実にこういうふうな実験動物が、そういう事実はないとおっしゃっていますけれども、もしあつたとしたら、これは私は非常に問題があると思うんですね。ですから、この五月の、あるいはそのころに出ると言っているこの大学側からの報告書、これをしっかりとやつぱり私は見ていただいて対応していくだかなくちや困るといふふうに思つています。

それから、大臣にもひとつやつぱりお話ししておきますが、先ほど、感染症予防法の改正、これまでのSARSを契機になされたと。それによつてもこの点につきまして今後とも十分に注意を払つていただきたいと考えております。

なお、もし近隣住民の皆さん方におきましては、この実験動物がどうなっているのか、それとも感染する可能性のある動物が確認されなかつても対応ができないというふうなことになると、それが情報提供を行うということだろうと思うんです。全く感染する可能性のないことをやつていても感染する可能性のある実験をそのまま行つておられます。それは情報提供を行つておられます。それから、保健所はそうしたところともよく話をして、それで国民の皆さん方にそこが十分理解されるよう

はこういう事実がだんだん明らかになつてくると非常に不安が募つていくわけです。そういう不安が募つた方々はどこへ行くかというと、一番手つ取り早いのは保健所へ行くんですよ。

保健所はそれを受けて、昨年九月に野田保健所行きました。行つたときの立ち入った根拠は何かというと、動物愛護管理法という環境省の扱つている法律のそれを一つのでこないですか、盾にして実際の現場に立ち入りします。しかし、それは残念ながら動物愛法に違反するような事実はなかったということなんですね。しかし、そういう一つの法律の限界、仕組みの限界というのはありますけれども、いずれにしても近隣住民がそういう不安を感じて保健所に相談に行く。そうしたときに、いや、そういう相談は建前上対応できませんからとと言うわけにいかないんですね。そちら辺のこととも含めて総合的にいふうな事実はなかつたということなんですね。それでも、しかし、そういう一つの法律の限界、仕組みの限界というのはありますけれども、いずれに

しても近隣住民がそういう不安を感じて保健所に相談に行く。そうしたときに、いや、そういう相談は建前上対応できませんからとと言うわけにいかないんですね。そちら辺のこととも含めて総合的にいふうな事実はなかつたということなんですね。それでも、しかし、そういう一つの法律の限界、仕組みの限界というのはありますけれども、いずれに

に報告するという義務があるというふうに思います。

それからもう一つは、この感染症が蔓延するおそれがありますときには、動物実験等の立入調査というようなこともこれはできるわけでありますから、そうしたことも念頭に置いて、そこでどういう実験が行われているかというようなことも十分に聞いた上でそうした調査も判断をするということがあります。

いざれにいたしましても、これは地域住民の皆さん方の健康と大きなかかわりのある話でござりますから、我々の方といたしましても、十分にそうした対応ができるよう保健所に対しましても、我々は、これはもうそこだけでなく全国の保健所に対しましてもそうしたことを、体制を整えるようしたいというふうに思つております。

いざれにいたしましても、これは地域住民の皆さん方の健康と大きなかかわりのある話でござりますから、我々の方といたしましても、十分にそ

うした対応ができるよう保健所に対しましても、

役割をやはり担わなければいけないだろうというふうに思いますし、今回の場合にもその保健所に御相談をいただいたようございますから、これからもそうしたことがあるだろうというふうに、そうしたことに対応できるようやはりしていかなければいけないというふうに思つております。

○谷博之君 ありがとうございます。時間が来ましたので、以上で終わります。

○井上美代君 日本共産党的井上美代でございます。

法案審議に入る前に大臣にお伺いしたいと思います。

本日、この後、年金改革関連法案の趣旨説明が行われようとしておりますけれども、その前に、この法案に責任を持つ大臣と、そして副大臣、そしてまた政務官の皆さん方の年金の加入状況、そして保険料の支払状況を明らかにすることは最低限の責任だと思いますけれども、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 私の過去の経緯に、経験につきましては既に発表させていただいているところでございます。

副大臣等につきましては、それぞれまだ申し上げておりませんけれども、それぞれ主体的にお取組をいただいたいというふうに思つておるところでございます。

先ほどこの委員会全体の話も出たりいたしておりますし、それぞれの党でのお話を出たりしているわけでございますので、総合的に我々も取り組ん

でいかなければいけないというふうに思つております。

○井上美代君 私はやはり趣旨説明の前にきちんととした方がいいというふうに思います。そうすれば

やはりもう国民の関心というのは非常に大きくして、この参議院の厚生労働委員会への注目というのも大変なものになつております。それは自分たちのもちろん不安もありますし、しかしながら政治に対する不信というのが広がつてきてるという証拠でもあるというふうに思つてます。そういう意味で、国民に本当に開かれた審議をするという意味でもそこをはつきりとさせていただきたいというふうに思つますが、その点、どうでしようか。趣旨説明の前にお願いしたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 先ほど申しましたように、私の過去の問題につきましてはすべて記者団にも発表しているところでございます。そうしたことを行つておられますし、やはり大臣、責任を持つてやつていかなければいけないところはやらなければいけないわけでございますから、十分相談をしたいというふうに思つます。

○井上美代君 私は、少なくとも副大臣、政務官については、大臣のそばにしつかりと付いてやつていらっしゃる方たちですから、はつきりさせて趣旨説明に入つてほしいと思うんです。それは、その個人の問題ではなくて、やはりこの厚生労働委員会の責任として、大臣がそこを握つておられるんですから、大臣の決断でやつてほしいと思つます。いかがでしようか。

○國務大臣(坂口力君) 先ほど申し上げたおりでございまして、それぞれやはり御自身で過去の問題というのは決着を付けていただくということが大事だというふうに思つております。○井上美代君 私は、大臣が、そこで一人一人がおつしやるのはいいですよ、一人一人がおつしゃればいいと思うんですけれども、大臣が決断しなければいけない内容であるというふうに思つます。決断はいかがでしようか。それでもできない

とおっしゃるんですか。大臣のことはよく存じ上げております。

○國務大臣(坂口力君) 私がこの大臣だからといって、すべて何もかも命令をするということでなくして、それぞれがやはり過去のことにつきましては自分で調査をしていただきまして、そして

明らかにしていただくということが望ましいと思つます。

○井上美代君 やはり、一人一人が自らのこの問題を明らかにすることなしに、国民の痛みを押し付ける法案ということで、国民は非常に不安になつてゐるわけなんです。だから、私はそういうことは許されないというふうに思ひます。やはり、責任を持つた大臣が副大臣や政務官に話合いをするべきいいじゃないですか。命令ではないと思つます。話合いをして、そして政治的責任を取るのが当然であるというふうに思つてます。そのことを申し上げて、私は、もう絶対それをやらなければ國民は許さないんだということを私は強く強く申し上げまして、質問に入つていただきたいと思います。

私は、市販の風邪薬による間質性の肺炎の発症問題について今日は取り上げたいと思っております。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お答え申し上げます。

肺でございますけれども、肺は軟らかい小さな袋であります肺胞の集まりでございまして、その肺胞の壁の中あるいは周辺を間質といふに呼んでいるところでございます。

間質性肺炎でございますけれども、これはその間質に炎症が起つた状態でございまして、たんを伴わないせき、息切れ、呼吸困難、発熱等を特徴とすることでございます。

それから、一般用風邪薬によります間質性肺炎の症例でございますけれども、平成十五年の七月に発行いたしました医薬品・医療用具等安全情報に三例掲載されておりますので、それを具体的に紹介をさせていただきたいと思います。

まず、一つの例でございますが、五十代の男性の例でございます。

発熱、頭痛のために風邪薬の服用を開始いたしまして、一、二週間後に頭痛は消えましたものの、高熱、倦怠感、たんを伴わないせきが出現すると。その後も服用を続けまして症状が悪化したと申します。三、四週間後に入院し、胸部エックス線検査及び胸部CT検査で異常を認めたため、直ちに風邪薬の服用を中止したということです。

手の三ツ矢歌さんも、風邪薬が原因でならぬかは分かりませんけれども、新聞には間質性肺炎で亡くなられたということが書いてあります。

まず、間質性肺炎については一般国民はほとんど知らないんです。そこで、最初に厚生労働省にお聞きしたいのですが、間質性肺炎はどのような病気なのか、そしてどのような症状が出るのか、そして、厚生労働省は製薬会社から間質性肺炎になつた患者の発症症例の報告を受けておられますけれども、それを具体的に報告していただきたいと思います。御答弁願います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お答え申し上げます。

最後に、六十代の男性の例でございますが、このケースの場合には、悪寒があつたために風邪薬、いわゆる市販の風邪薬、それから解熱鎮痛剤を服用されておりまして、服用当日に全身に発疹が出現いたしまして、風邪薬、解熱鎮痛剤の服用を中止をいたしております。中止後二日後に薬疹の疑いで入院をされまして、医療用の解熱鎮痛剤を三日間投与されました。しかし、発疹は増加を続けまして、更に胸部症状が出現をいたしまして、中止後七日後に他院へ転院され、診断の結果、細菌性肺炎の疑いということで抗生素を投与されたと。しかし、同日の夜、呼吸困難を訴えられたために抗生素を投与いたしまして、中止後八日後でござりますが、胸部CT検査の結果、薬剤性の肺障害と診断されまして、抗生素の投与をやめまして、特に治療薬の投与は行わなかつたけれども軽快をされたという三つのケースでございます。

○井上美代君 風邪、今、症状や何か出していましたが、更に肺病巣内に細菌感染を起こしまして、抗生素による治療を開始いたしました。中止して六十八日後に軽快し退院されたというケースでございます。

二つ目のケースでございますが、六十代の男性の例でございますけれども、のどの痛みのために時折風邪薬を服用されておつて、ただ、正確な服用期間は不明ということでございます。風邪のような症状が悪化いたしまして、胸部エックス線検査で異常を認めたために抗生素を投与いたしましたが、改善しないということで六十九日目にほかの病院にて入院されております。精密検査の結果、七十六日目に間質性肺炎と診断をされまして、ステロイド剤を投与いたしまして改善に向かつたと

いうことでございます。

二つ目のケースでございますが、六十代の男性の例でございますけれども、のどの痛みのために時折風邪薬を服用されておつて、ただ、正確な服用期間は不明ということでございます。風邪のよ

うな症状が悪化いたしまして、胸部エックス線検

風邪薬を飲むことによって間質性肺炎になると、いうことが、いつごろからこれがこういうふうに明らかになってきたのだろうかというふうに思つて、それだけでも、それを是非聞かせていただきたいのと、薬と間質性肺炎の関連が現段階でどこまで解明されているのかということ、原因の解明、そして治療方法ですね、どこまで進んでいるのか、ということを簡単に御答弁願いたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 一般用風邪薬によります間質性肺炎につきましては、昨年の四月に、それまでに報告されました一般用風邪薬の副作用症例について検討をいたしましたところ、十六種類の製品群におきまして、死亡例はないわけでございませんが、因果関係は否定できない症例が認められるということでございまして、詳細な検討を行ひまして、昨年五月の末に使用上の注意を改訂するというふうにいたしたところでござります。

医薬品と副作用の因果関係でございますが、これは大変評価が難しいところでございますが、報告された個々の症例につきまして専門家の先生と協議をしながら評価を行つたところ、因果関係が否定できない症例が少なくとも二十六例確認されただといふことでございます。

間質性肺炎の原因は多岐に及びまして一定の治療法はございませんけれども、風邪薬によると考えられます間質性肺炎の治療方法について言いますと、まず、原因と考えられます薬剤の服用を中止をする、その上でステロイド剤による治療が一般的であるというふうに私どもは承知をいたしております。

○井上美代君 風邪薬を飲むことによって間質性肺炎になるというおそれがあるということは、本当にもう驚くべきことです。厚生労働省は、間質性の肺炎になると想われる風邪薬の薬品名と、それを作っている製薬会社の名前をつかんでおられます。その製造会社名とすべての風邪薬の名前を教えてほしいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 昨年の五月の時点まで、それまでに間質性肺炎が報告されました十六

製品群に該当いたしますものでございますが、これは使用上の注意を改訂するようにと、いうふうに指示をいたしました一般用風邪薬の商品名と製造業者でございます。

まず大正製薬でございますが、これは九品目ございまして、パブロンゴールド錠、パブロンSカプセル等、パブロンの商品名の付きました一連の製品のうち九品目でございます。それからエスエス製薬が三品目ございまして、エスタックタイプ、エスタックEVE錠、エスタックタイプ顆粒。それから日本薬品工業も三品目ございまして、ユアドック・アイ、メティフオース・アイ、ダンバイプ三品目でございます。それから科研製薬のケル総合感冒薬、ジルナール総合感冒薬。それから資生堂が一品目ございまして、ルッケル総合感冒薬。それからロート製薬が一品目ございまして、ユアIB(錠)、ロートIB(錠)。それから堺化学生工業、一品目ございまして、改源というものでございます。それから佐藤製薬が一品目ございまして、ストナプラス2顆粒、ストナプラス2といふ。それから三共が四品目ございまして、新ルルAゴールド等、新ルルの商品名の付きました一連の製品のうち四品目でございます。それから皇漢堂製薬が一品目ございまして、総合感冒薬「クニヒロ」というものでござります。住友製薬が二品目ございまして、コンタック総合感冒薬キヤブレット、コンタック総合感冒薬(カーベル)。それから全薬工業、一品目ございまして、新ジキニン顆粒。第一薬品工業が四品目ございまして、カイゲン感冒カプセル、カイゲン感冒カプセル「プラス」、カイゲンゴールドカプセル、カゼゴールドエースという。それから武田薬品工業は四品目ございまして、ベンザブロック錠等、新ジキナエース、ハヤナエース。

以上、十五社の四十二品目でございます。

○井上美代君 各製造会社、薬品会社と、そして

その品名が出ましたけれども、その後の報告、今のお報告がありましたそれ以後の風邪薬について私は少し調査をしてみました。すると、厚生労働省以外で、小児用とそして学童用の薬で間質性肺炎のおそれがあり、使用上の注意の中に明記されたものがありました。それは、大正製薬のパブロンS小児液という、そしてまたパブロン学童用の薬です。これ以外にも風邪薬の間質性肺炎を引き起こすものがあると思いますが、小児用や学童用で間質性肺炎を起こすおそれがあることは、私が重大な問題であると思います。

厚労省の報告したもので製造をやめたり新たに製造した風邪薬があると思います。改めてすべての風邪薬について間質性肺炎との関連を明らかにして、是非国民に知らせてほしいというふうに思います。

薬局でたくさんの風邪薬が販売されておりますけれども、会社などで働いている人は時間がなくて医者にもなかなか行けない、だから買ってきました。それから佐藤製薬が一品目ございまして、改源というものでございます。それから佐藤製薬が一品目ございまして、ストナプラス2といふ。それから三共が四品目ございまして、新ルルAゴールド等、新ルルの商品名の付きました一連の製品のうち四品目でございます。それから皇漢堂製薬が一品目ございまして、総合感冒薬「クニヒロ」というものでござります。住友製薬が二品目ございまして、コンタック総合感冒薬キヤブレット、コンタック総合感冒薬(カーベル)。それから全薬工業、一品目ございまして、新ジキニン顆粒。第一薬品工業が四品目ございまして、カイゲン感冒カプセル、カイゲン感冒カプセル「プラス」、カイゲンゴールドカプセル、カゼゴールドエースという。それから武田薬品工業は四品目ございまして、ベンザブロック錠等、新ジキナエース、ハヤナエース。

私は、今朝、宿舎のすぐ近くの薬局で風邪薬を買つてまいりました。そして、中を開いて四種類買つてまいりました。そして、中を開いてみましてこの説明書を読んでみましたが、あるいは、厚労省の資料でも間質性肺炎になるおそれがあるとなつております。

私は、今朝、宿舎のすぐ近くの薬局で風邪薬を買つてまいりました。そして、中を開いて四種類買つてまいりました。そして、中を開いてみましてこの説明書を読んでみましたが、あるいは、厚労省の資料でも間質性肺炎になるおそれがあるとなつております。

それで、この医薬品・医療用具等安全情報などに記事を掲載しまして医療関係者に幅広く情報提供をいたしておりますし、今後ともホームページに掲載をして周知の徹底を図つていきたいというふうに思つております。

それで、この医薬品・医療用具等安全情報などに記事を掲載しまして医療関係者に幅広く情報提供をいたしておりますし、今後ともホームページに掲載をして周知の徹底を図つていきたいというふうに思つております。

○井上美代君 私も、厚労省のこの使用上の注意書きが製薬会社に対しても程度徹底されているのかということで、今、厚生労働省としてはやつたことを御答弁くださいましたけれども、実際にはなかなかそういふうにいっていいんですね。

そして私は、薬局で薬をもらつときに紙か何かくわせました。口頭で何か説明があるかなと思いまして、厚生労働省が指摘されたすべての製薬会社に問い合わせを私いたしました。そして、該当するす

したけれども、それも全く説明はありませんでした。このような重大な文書がある、間質性肺炎の危険性について、薬局で薬を買った人がどのような方法で、またどのような手段でこれを知つて気を付けるかということなのですけれども、ここはどういうふうになつているのでしょうか、御答弁を願いたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 厚生労働省といしましては、平成十五年の五月の時点で、こういふ医薬品・医療用具等安全情報ということで、関係企業に対しましても使用上の注意を速やかに改訂をするようにと、それから薬局等に対しまして速やかに情報提供するように指示をいたしました。と同時にまた、社団法人の日本薬剤師会等の関係団体に対しましてもそういう医薬品の適正使用の徹底に関して協力を依頼したところでございました。

私は、報告を受けた例でありますけれども、百数十世代のマンションでパブロンSを飲んでいて間質性肺炎で風邪を治そうと飲んでいる人がたくさんいらっしゃいます。この風邪薬によって間質性肺炎を引き起こす可能性があるということは本当に重大な問題だと思います。

私は、報告を受けた例でありますけれども、百数十世代のマンションでパブロンSを飲んでいて間質性肺炎になつた人が二人もいたのです。パブロンSは、厚労省の資料でも間質性肺炎になるおそれがあるとなつております。

私は、今朝、宿舎のすぐ近くの薬局で風邪薬を買つてまいりました。そして、中を開いてみましてこの説明書を読んでみましたが、あるいは、厚労省の資料でも間質性肺炎になるおそれがあるとなつております。

それで、この医薬品・医療用具等安全情報などに記事を掲載しまして医療関係者に幅広く情報提供をいたしておりますし、今後ともホームページに掲載をして周知の徹底を図つていきたいというふうに思つております。

べての風邪薬の使用上の注意書きを取り寄せてみました。そうしましたら、確かに注意書きにこの間質性肺炎の指摘はあります。間質性肺炎について注意を喚起していることは確かです。

問題は、この注意書きというのは二〇〇三年の六月以降に製造された風邪薬の中にだけ入っているんですね。そして、二〇〇三年、去年の五月以降に作られた風邪薬にはそれが、それ以前に作られた、去年の五月以前に作られた風邪薬には入っていないんです。だからここに四つ買つても、二つには何にも説明がないし、二つには説明があるわけなんです。そういうふうになつております。まだまだ徹底がしていないんですね。そういうふうになりますと、風邪薬を買った人は間質性肺炎について知ることもできない。

このようなときの対策は取られていないのでしょうか。この注意文書をせめてせめて店頭で渡すくらいのことはやるべきではないかというふうに思つておりますけれども、御答弁を願いたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 改訂前の添付文書

がまだ添付されている製品につきましては、いわゆる在庫といいますか、そういうものにつきましては、薬局等におきまして販売するときに間質性肺炎に関する注意喚起がなされるよう、製造業者等に対しまして薬局に速やかな情報提供を行つていただきたいということで指示をいたしておりました。また、関係団体にも通知をいたしまして、適正使用の徹底に対する御協力をお願いしたところでございます。

現在市販されている多くの一般用の風邪薬の添付文書には、間質性肺炎に対する注意が記載されていると私どもは承知しておりますけれども、本件に限りませず、改訂前の添付文書が添付されていよいよ製品の販売につきましては、薬剤師などによりまして適切な情報が提供なされるよう引き続き関係団体を通じてよく指導をしていきたいというふうに考えております。

○井上美代君 今、大手の薬チエーン店に行きました

く売られているんですね。そして、風邪薬を買う人は、このように安い薬をたくさん買って、お医者さんに行くのも少なくなつているんです。そして必死で働いているわけなんですか。間質性肺炎の初期の症状があつても、風邪薬を飲んで必死で働いているわけですね。また、飲み続ければ飲み続けるほど症状はひどくなつていくんですね。

○井上美代君 私はやはり、今回、小児用や学童用でもこの間質性肺炎を起こすおそれがあるということ、このことを知りまして、これは本当に重きだというふうに思つておられます。

もう一つは間質性肺炎などのようなもののか国民に知らせていくという、そういう責任があるというふうに思うんです。厚労省はホームページに載せたとかそういうふうにおつしやいますけれども、ホームページを見る人というのはやはり限られているわけなんですね。もつと国民の一人一人が、子供まで含めてそのことが徹底されるようにしていかなければいけないと思つますけれども、どのようにやろうというふうに決意されるのが、是非御答弁をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 御指摘のように、やつぱり一般用医薬品であつても、間質性肺炎に限りませず、程度の差はござりますけれども、副作用が生じるということで大変大きな問題だとうふうに思つております。

したがつて、特に間質性肺炎のような重篤な副作用はもちろんでございますが、使用に当たつての必要な注意を添付文書に書いていたぐと。先

づきまして、これは安過ぎると言つておられるふうになつてゐるんですね。これは安過ぎると言つておられるふうになつておるんであります。これをやつぱり改善すべきではないかなと私は強く思いました。

薬剤師の診療報酬は、入院調剤技術基本料が一ヶ月で四十九点です。そして、調剤料が一日で七点。そのほかもろもろありますと、勉強しておりましたら、まあいろいろいろいろあるんだといふことで、本当に私も初めての勉強で薬剤師の先生方の御苦労を思いましたけれども、この薬剤管理指導料が一回三百五十点で月四回までといふふうになつておるんであります。これが安過ぎると言つておるんであります。これをやつぱり改善すべきではないかなと私は強く思いました。

看護師さんは診療報酬上、入院基本料の中に位置付けられております。そして一方、薬剤師は薬剤管理指導料が出来高払になつておるんですね。

○井上美代君 時間ですので、これで質問を終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

まず、大臣にお聞きをいたします。

多くの国会議員が年金の保険料未納で名前が挙げております。このことについてどうお考えで

いらっしゃいます。

○国務大臣(坂口力君) 多くの皆さんのがこの国民

年金に入つていません、誠に残念なことだというふ

すと、薬がもう山積みされて定価よりもかなり安く売られているんですね。そして、風邪薬を買う人は、このように安い薬をたくさん買って、お医者さんに行くのも少なくなつているんです。そして必死で働いているわけなんですか。間質性肺炎を起すから安心と薬を飲み続けている、ここにまた大変なことがあるわけですね。また、飲み続ければ飲み続けるほど症状はひどくなつていくんですね。

○井上美代君 私はやはり、今回、小児用や学童用でもこの間質性肺炎を起こすおそれがあるということ、このことを知りまして、これは本当に重きだというふうに思つておられます。

もう一つは間質性肺炎などのようなもののか国民に知らせていくという、そういう責任があるといふこと、このことを知りまして、これは本当に重きだというふうに思つておられます。

○井上美代君 私はやはり、今回、小児用や学童用でもこの間質性肺炎を起こすおそれがあるということ、このことを知りまして、これは本当に重きだというふうに思つておられます。

○国務大臣(坂口力君) この部分につきましては、診療報酬体系の見直しの中できちつと位置付けるべきだというふうに思つております。

これ、大臣の御答弁をお願いしたい。

特に、病院におきますその位置付けといふものにつきまして、これは診療報酬とかなりかかわりの大きい問題でございます。人の配置と非常にかかる問題でございます。そこが明確にならないといけないわけでありまして、私は、新しい診療報酬の改善について質問をしたいというふうに思つています。

薬剤師の診療報酬は、入院調剤技術基本料が一ヶ月で四十九点です。そして、調剤料が一日で七点。そのほかもろもろありますと、勉強しておりましたら、まあいろいろいろいろあるんだといふことで、本当に私も初めての勉強で薬剤師の先生方の御苦労を思いましたけれども、この薬剤管理指導料が一回三百五十点で月四回までといふふうになつておるんであります。これをやつぱり改善すべきではないかなと私は強く思いました。

看護師さんは診療報酬上、入院基本料の中に位置付けられております。そして一方、薬剤師は薬剤管理指導料が出来高払になつておるんですね。

○井上美代君 時間ですので、これで質問を終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

まず、大臣にお聞きをいたします。

多くの国会議員が年金の保険料未納で名前が挙げております。このことについてどうお考えでいらっしゃいます。

○国務大臣(坂口力君) 多くの皆さんのがこの国民

度化、薬剤師が病棟に付くようになつていることから、出来高払では現実に合わないという問題が出てくるというふうに思つておられます。だから、ここはどうしても改善をしなければいけない点であるというふうに思います。今度の四年が六年制といふふうになつていくわけなんですから、そういうふうになつて改善していただかなければいけないというふうに思つておられます。

○井上美代君 私はやはり、今回、小児用や学童用でもこの間質性肺炎を起こすおそれがあるといふこと、このことを知りまして、これは本当に重きだというふうに思つておられます。

○国務大臣(坂口力君) この部分につきましては、診療報酬体系の見直しの中できちつと位置付けるべきだというふうに思つております。

これ、大臣の御答弁をお願いしたい。

特に、病院におきますその位置付けといふものにつきまして、これは診療報酬とかなりかかわりの大きい問題でございます。人の配置と非常にかかる問題でございます。そこが明確にならないといけないわけでありまして、私は、新しい診療報酬の見直しを今進めているところでございまして、あと一年か二年、そのぐらいででき上がるというふうに思つております。できるだけ早くやりたいというふうに思つております。

その中で、やはりこの薬剤師さんの問題も、新しい大学、六年制大学ができることでござりますし、また、病院の中におきます活動の場といふのもうかなり広がつていつて、大きな役割を今後果たしていただかなければならないというふうに思つております。そこで位置付けが非常に大事だというふうに認識をいたしております。その中で決めていきたいというふうに思つております。

〔理事藤井基之君退席 委員長着席〕

○井上美代君 時間ですので、これで質問を終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

まず、大臣にお聞きをいたします。

多くの国会議員が年金の保険料未納で名前が挙げております。このことについてどうお考えでいらっしゃいます。

○国務大臣(坂口力君) 多くの皆さんのがこの国民

○国務大臣(坂口力君) 不公平かどうかは別にいたしまして、発表していくだけよう私にお願いをしているところでございますから、それそれで発表していただくということになるだらうと思ひます。

○福島瑞穂君 それでお願いをしていらっしゃるといふことです。これはやはり大臣、個々人の問題ではない。お願いして、じや発表しない人がいたらどうされるおつもりですか。

○国務大臣(坂口力君) そこまで詰められますと私も答えにくいですが、それぞれで発表していただけるものと信じております。

○福島瑞穂君 大臣が信じていらっしゃるということですが、これは、負担増を求めるこの法案の審議の前提条件として、やはり私たちはクリーンに、フェアにやっぱりこの法案に向かうと。残念ながらどの政党にも未納者はいたわけですが、そのことも踏まえながら、やはりのこと、国民に對して、この年金を議論するに当たつて、私たちは本当にフェアに透明化して議論するといふことが必要だと思います。大臣、大至急、再度説得してくださるよう約束していただけますか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから申し上げているとおりでございまして、私は私の立場でそれぞれの皆さん方にも役割を果たしていただくようにお願いをしているところでございます。

○福島瑞穂君 この委員会としても、副大臣、政務次官、政務官、そしてこの厚生労働委員会のメンバー全員について明らかにしてくださるよう、委員長に求めます。

○委員長(国井正幸君) 後刻、理事会で協議をさせていただきます。

○福島瑞穂君 それから、修正案提案者の長勢議員のことですが、修正案提案者ですので、この点についても明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(「だれ」と呼ぶ者あり)

○大臣、答えられない、分かりました。

員長も答えられないか。

そうしたら、済みません、では、これは長勢修正案提案者に要望を、強く要望いたしたいというふうに思います。

私はやはり、もちろん、我が党も全くゼロではなかつたことは残念なんですが、ただ、正直言つてシヨックを受けております。

私は、議員年金は、もう議員を辞めた後はもう平等に国民と同じにすればいいと、そういうのは、私は、なぜ国会議員で、特に経済的に困窮しているわけでもないのに、なぜ未納が起きたのか。それは、一つは議員年金の存在があると思います。私は、議員年金は、もう議員を辞めた後はもう平等に国民と同じにすればいいと、廃止をすればいいと個人的には考えております。

そして二つ目は、実は国会議員は、国民年金がどうなろうが、基本的に自分の問題ではないといふふうに思つてゐるのではないか。自分の問題として年金の問題を考えるといふことが國民から強く求められているといふうに考えております。

その意味で、この年金の改革法案、まあ私たちからすれば改悪法案ですが、審議する前提として、私たちがやはりこの問題を重く受け止め、真摯に向かうということを強く申し上げたいと思います。

○大臣、早く公表し、きちんと審議がどことことができるようよろしくお願ひします。

ところで、先ほどから大臣は制度の複雑さということを言つています。確かにそれもあると思います。國民の皆さんにとっては正にそうです。実は、私としても、無年金の人たちに多く会つてきました。三号被保険者で届出をしなかつた、あるいは、女性は特にそうですが、一号、二号、三号と変わっていく。パートタイマーの人は、厚生年金未加入、国民年金払うのにお金がない、あるいは忘れてしまう。あるいは、制度いろいろ転々と、職歴を転々とするうちに、そのことが、届出を忘れてしまうこともあります。

この参議院の厚生労働委員会できつとした制度論、負担と給付の問題、今後、年金制度が無年金者や未納者を生まないためにどうあるべきかということについてとことん根本的に議論をしてい

きたいと考えております。

次に、薬事法の問題についてお聞きをいたします。

パートタイマーの、パートの薬剤師の問題についてまずお聞きをします。

薬剤師は、女性と男性では女性が多いですけれども、現実はパートの薬剤師も多いです。パート薬剤師の比率、また薬剤師会への加入率、研修の実態などの具体的調査は行つていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 薬剤師の職業紹介事業を実施しております地区的薬剤師会に伺つた結果によりますと、約三割が非常勤の薬剤師による就職であるといふうに聞いております。それから、厚生労働省の調査結果におきましても、勤務時間に換算をいたしまして、約二五%の勤務について非常勤の薬剤師が従事しているのではないかというふうに思つております。

それから、お尋ねの日本薬剤師会の加入状況でございますが、常勤、非常勤の区別にかかわらず加入することができるということになつております。して、加入薬剤師のうちの非常勤の薬剤師さんの占める割合というものは承知をいたしておりません。

それから、どちらにしても、そういう研修等の問題につきましても、常勤、非常勤の区別にかかわらず受講できるわけございまして、そういう意味では、非常勤の方だけの割合等については特に把握をいたしておりません。

○福島瑞穂君 厚生労働省として、このパート薬剤師の問題について今後取り組んでいただきたいと思いますが、それについてお考えをお聞かせください。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 厚生労働省としても、常勤の薬剤師さんと非常勤の薬剤師さんと別に區別をするつもりはございませんので、資質の向上を図つていくということは当然大事なことでありますので、必要に応じ、実態の把握に努めていきたいといふうに考えております。

したがいまして、各病院に対しましては、都道府県が医療法の第二十五条に基づく立入検査を行つております。そのような中で、薬剤師の適切な配置なども指導しているといふうに考えてお

ます。

○福島瑞穂君 例えれば佐賀県女性薬剤師会を見ますと、研修の場を提供しよう、あるいは女性たちで女性薬剤師会を作つて研修しようなどしています。是非、この非常勤の薬剤師の人たちの研修その他、是非是非、力を入れていただきたいということを要望として申し上げます。

次に、一人薬剤師問題についてお聞きをいたしました。

現在、二四%が一人薬局という数字もあり、また中小病院など薬剤師が一人しかいない施設では、調剤業務以外の服薬指導なども十分できるとは言い難い状況があります。つまり、薬剤師さんは、調剤業務以外の服薬指導なども十分できるといつても、一人でやつていらっしゃると。この問題をどのように解決あるいは問題があるとお考えなのか、何か施策が必要だとお考へでしようます。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 医療法では、調剤業務や病棟における服薬指導などの状況を踏まえて、入院患者数や外来处方せんの枚数に応じて病院における薬剤師の配置標準を定めております。病院薬剤師会の委員会の調査でそのような結果が出たということを承知しておりますが、個々の病院においては、配置標準などを踏まえて患者の状態や業務の実態に即して適切な薬剤師数を確保し、服薬指導への活用などを図つていると受け止めております。

○福島瑞穂君 ちょっと、どういうふうに問題をもう少し具体的に言つていただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 調査結果では、その数が少ない、あるいは一以下だということがあつたというふうに出ておりますが、私どもとしては、詳細は不明ですけれども、全く薬剤師がないというのであれば、それは不適切だと思つております。

したがいまして、各病院に対しましては、都道府県が医療法の第二十五条に基づく立入検査を行つております。そのような中で、薬剤師の適切な配置なども指導しているといふうに考えてお

ります。

○福島瑞穂君 病院薬剤師の配置基準についてですが、現行基準では、一般病床は入院患者七十人に一人、外来処方せん七十五人に一人ですが、これでは全く足りないのではないかとも考えられます。どのように増加を考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 現在の薬剤師の配置標準ですが、平成十年に改正されてこのようになりました。そしてその後、平成十三年十月に、この薬剤師の配置標準についての検討会の報告書が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

私ども、三年たつたということことで、薬剤師による服薬指導、薬歴管理などの業務、それから当該病院の患者の状態や医師、看護師等の業務分担の状況に応じて、実施状況が様々であることを踏まえて今後検討していくふうに考えております。

○福島瑞穂君 専門薬剤師の育成についてお聞きをいたします。

医療の高度専門化に伴い、薬剤師も高度専門化する必要があるのではないかでしょうか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 御指摘のように、最近非常に医療が高度化をしておりまし、また複雑化している。それからまた高齢の方も大変増えております。したがいまして、そういう状況がかなり変化をしております。そういう中で薬剤師さんの問題をどう考えるかということですが、一つは、薬剤師さん全般の資質を向上させるということは当然大事なわけございますけれども、それと同時に、やはり専門分野に特化して、そうした薬剤師さんもチーム医療の中でどういう

役割を果たしていただくかという意味でも大変大事なことだと、いうふうに思つております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

ております。この辺につきましては、文部科学省とも今後連携をしながら、円滑かつ適切な実務実習ができるように努めたいと思つております。

それから、最後のお尋ねでございますが、学費の関係でござりますけれども、これは日本学生支援機構による奨学金事業に加えまして、各大学が実施をする授業料の減免等の奨学事業につきまして、従来の取扱いを更に踏まえ適切に対応されるというふうに私どもは承知をいたしております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

専門の薬剤師の養成につきましては、団体の方が出ましたが、それによりますと、医師法上の人員配置基準の見直しについては今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成十年に定められた基準を直ちに変更する必然性は認められなかつた、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、三年後をめどに人員配置基準の検討を行うこととなつております。

ろうかと思ひますが、医薬品に特にまつわるようないくつかの問題につきましては、今おっしゃつたように、コード化をするととか、あるいは紛らわしい名前をやめていただくように指導するとか、そういうことを徹底して、薬にまつわるミスが大変多いものですから、そこはできるだけ減らしていくように考えていきたいというふうに思つております。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 昨年の十二月に、大臣の方から医療事故に関する緊急アピールといふのを出させていただきました。人に対する施策、物に対する施策、そして病院等施設に対する施策とで、実務担当者の増員、施設受入れの問題、また学費の増加、これはロースクール、法科大学院のときなども議論になりましたけれども、学費の増加などが発生すると思われますが、対策をどう考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お尋ねのまず第一点の実務実習の関係でございますが、実務実習の指導につきましては、実習生を受け入れる病院、薬局の薬剤師が実務で指導をするということでございました。したがいまして、指導をする薬剤師の養成に当たりまして、現在、指導薬剤師養成のためのプログラム、あるいは実施施設の基準などについて検討を行っております。逐次、検討結果を実施に移していくふうに思つております。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 今回の薬剤師の六年制の教育の問題でございますが、一定の期間、経過的な措置を例外的、限定的に設けておりまして、四年制の学部であっても卒業して一定の要件を満たす場合には薬剤師の国家試験を受験できるということともございます。したがいまして、その辺、制度の周知については十分文部省とも連携をおこましては、そういう指導の薬剤師が配置されるようになつた場合に薬剤師の国家試験を受験できるということともございます。したがいまして、その辺、制度の周知については十分文部省とも連携をして、各大学に十分にお伝えをしたいというふうに思つております。

○福島瑞穂君 医療過誤がよく、よくというか、よく問題になつたり発生をしたりするわけです。医療ミスが起きないよう、例えば品質情報のコード表示化、データベース化ということで、あるいは医療機関等における通信、情報通信技術の活用等の事故防止策の普及が必要だと考えます

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 医療機関全体の事故防止対策については医政局長の方からお話をあがめます。この辺につきましては、文部科学省とも今後連携をしながら、円滑かつ適切な実務実習ができるように努めたいと思つております。

の他、この健保の問題というのはそれほど皆さん間違いを起こしていないですね。だけれども、同じように、地域保険でありますものと職域保険でありますものとが存在するわけでありますけれども、年金の場合にはそこがスマーズにいつてないといふうに私は思つております。医療の場合にはもうすぐ必要性があるということもそれはあるでしよう。しかし、私は運用の在り方といふものに大きく影響しているというふうに思つておりますので、その辺につきまして私は改善をしていく必要があるというふうに思います。

年金の制度そのもの、例えば一元化の議論がい

でありまして、払つていただく皆さんが減つてい
く、受けていただく皆さん方が増えていく、入る
は減つていく、そして増えていく、そういう状況
の中でありますから、これは制度の問題とこの人
口構造の問題と絡んだ話でございまして、いかな
る制度にしましてもこの問題は付いて回ると思つ
ております。

年金の制度そのもの、例えば一元化の議論がいろいろ出たりいたしております。一元化することに私も反対でございませんが、一元化したといいたしましても、どうこれを皆さんにお支払をいただかくかという問題は残るわけあります。ですから、そうしたことを考えていきますと、これは制度をどういうふうに作り上げていくかということと深くかかわっているというふうに私は理解をいたしました。

○福島瑞穂君 女性と年金でも申し上げていますが、女性が一号、二号、三号と分けられ、だれと結婚したかによって一号、二号、三号と分けられると。一号被保険者の妻は、自分が保険料を払つております。

先ほど大臣は、私は一元化に反対ではないといふにおっしゃいました。それであれば、中途半端な年金改悪法案を出すのではなく、負担増の議論を年金改悪法案を出すのではなく、負担増の議論を今からすぐ始めるべきではないでしょうか。

○國務大臣（坂口力君） 負担と給付の問題と制度の問題は違つと私は思います。いずれの制度を作つたといつても負担と給付は付いて回ります。少子高齢社会に対応できる負担と給付といふのはどの制度にしましても当然付いて回るわけ

○福島瑞穂君　根本的な制度論の議論をこの厚生労働委員会でやるべきだというふうに思っていますし、やっていきたいと考えています。

ただ、国会議員ですから、国会議員ですから、あるいは大臣経験者ですから間違えるような年金の制度が、国民にとって分かりやすく、使いやすく、また保険料をきちっと払おうと思うような制度になつてないという根本的な問題を何ら解消していないという点も問題だと思います。

最後に、この年金未納問題につきましては、やはり私たち国会議員が、そしてこの法案を提案をしていらっしゃる厚生労働省、副大臣、政務次官、政務官、そして修正案提案者、率先して大至急自分の状況について情報公開をしてくださるよう、これは公人情報であり、国民の皆さんへの信頼がないところで私たちはずっと年金の議論はできないというふうなことを強く申し上げ、私の質問を終わります。

○西川きよし君　よろしくお願ひいたします。

私は、薬剤師問題について質問をさせていただけですが、田浦先生からスタートいたしまして、今まで様々な角度から御質問があつたわけですけれども、現在のこの薬剤師業務について様々な角度、そしてまた課題、問題が指摘をされているわけですけれども、昨年の薬剤師問題検討会の中間報告の中で、国民のニーズにこたえた十分な業務を行つてゐるとは言えないのではないか、患者はなおも課題、問題が残るもの、その辺りをおさらいということでひとつ坂口厚生労働大臣に御答弁をいただけたらと思います。

○國務大臣(坂口力君) 非常に大きい問題だとうふうに思いますが、総じて言えば、医療制度という制度の中で薬剤師という立場の人がどういう役割を果たすかということをより明確にしなければならない時期に来てゐるということだとうふうに思つております。いろいろの御議論がありましたが、このように、病院の中におきまして今まで果たされたお仕事以外に、医療ミスの問題も含めまして、また病院の病棟におきます役割等々につきまして一つ明確になつていなかつたことがございま

学省の方で十分御検討いただくことはございませんけれども、学校のカリキュラム、そして卒後教育、あるいは学生中どこで研修をしていただくかと、研修場所、これもかなりやはり広範に考えなきやいけませんし、そしてその内容というのもなきやいけませんし、それともこれ十分に考えていかないといけない。どこでもできるというわけではなくて、やはり指導する体制ができるところがどれだけあるかでありまして、そうしたところがどれだけあるかということも、これもよく検討しなければいけないことだと、いうふうに思つております。そうしたことを併せてこれから整理をしていく必要がある。この二年間、いわゆるスタートまでの二年間にしつかりと議論を重ねていかなければいけないということをふうに思つております。

○西川きよし君 ありがとうございました。

詳しく述べていただきまして、本当に、たくさん増えるのは増えるわけすけれども、あとどこで一本働かればいいんだというようなことになつてしまわないように、しつかりとお願いしたいわけですけれども。

薬学教育制度、そして国家試験制度の見直しについて、これは政府部内で本格的に検討が始められたんですけれども、平成五年当時と聞いているわけですが、これが。その後、平成八年当時文部省に設置をされていました薬学教育の改善に関する調査研究協力会

学省の方で十分御検討いただくことはございませんけれども、学校のカリキュラム、そして卒後教育、あるいは学生中どこで研修をしていただかないと、研修場所、これもかなりやはり広範に考え方など、いろいろなきやいけませんし、そしてその内容というのももこれ十分に考えていかないといけない。どこでもできるというわけではなくて、やはり指導する体制ができるところでなければいけないわけでありまして、そうしたところがどれだけあるかということを併せてこれから整理をしていく必要がある。この二年間、いわゆるスタートまでの二年間にしつかりと議論を重ねていかなければいけないということだと、いうふうに思っております。

○西川きよし君　ありがとうございました。

詳しく述べていただきまして、本当に、たくさん増えるのは増えるわけですから、あとどこで一体働ければいいんだというようなことになってしまわないように、しつかりとお願いしたいわけですけれども。

薬学教育制度、そして国家試験制度の見直しについては政府部内で本格的に検討が始められたんですが、平成五年当時と聞いているわけですが、これが。その後、平成八年当時文部省に設置をされていました薬学教育の改善に関する調査研究協力会議の最終まとめの中なんですねけれども、先ほども出ました、福島先生の方から、学部四年の延長についての大変難しいと。田浦先生も随分問題にされておられました。

このときには否定的な結論が出ているわけですけれども、その背景といたしまして、施設の整備等に要するコスト、病院等の実務実習充実のための条件の整備、入学希望者への影響、そうした問題点の指摘があつたようですねけれども、その後、この六、七年の経過の中でどういった改善が図られたのか、これは文科省にお伺いしたいと思いま

平成八年当時に挙げられました、今先生御指摘の例えは教員がござりますとか施設の問題。それにつきましては、教員については既に各大学いろいろ努力をいただきまして、設置基準を上回る教員、多くの大学では二けた以上、設置基準より上回っている教員が配置されております。あるいはまたその施設の面では、十四年段階で調査をいたしましたが、国公立の大学は十分ということでございまして、私立の大学、二十九大学の中でも二十大学で対応可能で、九大学ではもう施設整備をする、計画をするということで、修業年限延長に伴う新たな基準についてもおおむね達成できるというふうな状況になつたわけでございます。

また、実務実習の条件整備ということにつきましては、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び薬学教育協議会、こういった関係の方々御努力をいただきまして、実習指導者の養成でござりますとか、あるいはまた薬学教育協議会の下に八ブロックの地区調整機構というものを設けまして実習の受入れ体制を整備をするということで、実務実習の整備も整つてきました、まだ現在努力中でございますが、整えつつございます。

また同時に、薬学部への進学希望というのもも年々高まっておりまして、十五年度の段階で志願倍率は十七倍を超えるということで、年限延長しても入学者は確保できるのではないかということを考えられます。

また同時に、創薬基礎科学に関する教育研究機能、これにつきましても、四年制の学部、二年制の修士課程、そして三年制の博士課程、こういったことを残すことで十分そういう教育研究機能が維持できるものというふうに考えたものでござい

深いものがあるのではないかな?というふうな印象、素朴な印象を持つたわけですねけれども、これには正直な僕の気持ちなんですねけれども、それが今度は正直な僕の気持ちなんですねけれども、それのが今回のお話の延長という問題についても薬学関係者間の中でも様々な反対論があつたと思います。

いうことでござります。全四十八校中三十二校から内容期間も含めて肯定的評価がございました。中には、例えば「二大学から、今先生御指摘のようないい處は、長期実習の六ヶ月が前提ではあって、それに合うように時間割り振つたというような意見も二大学からはございました。

そこで、薬剤師さんの需給の予測ですけれども、昨年の九月の二十七日、薬剤師問題検討会報告書の中でも示されてるわけですから、この「考察」として、今後の対応についての注意点も指摘をされております。どういったことが一体言われているのでしょうか、これは厚生労働省の方にお

例えば、そもそも今回の大が月のこの実務実習について、この六ヶ月という期間だけが何からいろいろ勉強させていただいていますと、どんどん先行する。その中のカリキュラムというものは後からはめ込まれていくといふんですかね、そういうふうに感じるわけですけれども、本来、必要なカリキュラムがあつて、それを実施するに六ヶ月掛かるというのが当たり前といえば当たり前ではないかななどいうふうに、大臣もこう首を縦に振つてくださつておられます、これは我々素人が感づいたことではなくて、専門家の方々がそういつた問題を指摘しておられるわけですけれども、引き続きこれも文科省さんにお伺いしたいと思います。

そのほか 例えはそれ以外の十四五ヶ所からい
もう少し長くすべきだとか、もうちょっと短くし
てはとか、あるいはまた、期間は結構だけれども、
内容、方法についてはもう少しいろあるんで
はないかというような御意見もあったわけですが
いますが、いずれにしましても、その期間につきま
して完全に否定的という御意見は二大学とい
うことでございまして、おむねその後、何とい
ますか、否定的意見を出してきた大学に対しまし
ても、小委員会の委員から意見聴取を個別に行い
まして、その上で、いろいろな関係者の理解も得
ましてモデル・コアカリキュラムといったものを
策定をしております。

このように、モデル・コアカリキュラム策定経
策定をしております。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 平成十四年の九月二十七日の薬剤師問題検討会におきます「薬剤師需給の予測について」の「考察」のところをございますけれども、新規参入薬剤師数については現状より増加しないよう配慮をすべきであると。したがって、薬科大学の入学者数の増加要因、あるいは各年の薬剤師免許取得者数について慎重に対応する必要がある。さらにもう、平成十九年以降に各年の新規参入薬剤師数が段階的に減少し、最終的には二〇〇%程度減少することが、薬剤師免許取得にもかかわらずその専門性を活用できないという状況を防ぎ、薬剤師数の適正数を保ちつつ薬剤師全体の資質の向上を図り、患者により良い、

習の受入れ体制を整備をするということで、実務実習の整備も整ってきたと、まだ現在努力中でございますが、整えつつございます。

また同時に、薬学部への進学希望というものも年々高まっておりまして、十五年度の段階で志願倍率は十七倍を超えるということで、年限延長しても入学者は確保できるのではないかということを考えられます。

○政府参考人（徳永保君） お答え申し上げます。
実務実習の特に長期化ということにつきましては、全大学に共通な実習内容、そういうことを薬学関係者、大学、薬局、病院関係者の合意の下に策定をすることとし、小委員会を設けて実務実習モデル・コアカリキュラムというものを取りまとめたわけでございます。

ましては、まず、今後薬剤師の養成のために大学教育として行う実務実習につき何が必要なのかと、いうことをきちんと整理をいたしまして、その次に、それを十分に学生に履修させるために必要な時間数はどういうことかということについて整理が行つたわけでございます。その後、すべての薬剤師会部、薬科大学、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会に対して意見照会が行われ、その結果も踏まえて取りまとめられたものでございますが、もちろんその中では、例えば各大学につきましての意見照会、これは記述式アンケートで全部自由記入と

○西川きよし君　ありがとうございました。
学生さんもそれは、お一人お一人、十人十色で
いろんな方がいらっしゃると思うわけです。長
い方がいいという御意見もありますし、短い方が
いいという、今の御答弁の中でもございましたけれども。ある書き物によりますと、こんなのは二
日でもすぐに頭に入るんだというような、そう
いったものも読ませていただいたんです。そんなな
半年も掛かることはないというようなこともたく
さん書き物にも出ておるわけですけれども。

いうんですか、相次いでおるわけですけれども、そうした状況の中で薬学部は増え続けております。薬剤師も増えるわけです。

しかし、その高度な教育を受けた薬剤師さんの就職先ですけれども、一番悩まんかも心配するわけですが、就職先がない、そんな事態、なくなるような事態が起り得るのではないかなどというようなことも専門家の方々がいろいろおつしやつておられるわけですけれども。いろんなところに、せんだつても局長さんの御答弁では、必ずしも薬剤師さんになる方々ばかりではないに、薬の会社

さん書き物にも出ておるわけですけれども。

薬の会社 剤師さんになる方々ばかりではなしに、

に行かれる方もおれば、そいつたスーパー、コンビニというようなお話を出ましたけれども、一体こういった部分はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お尋ねの今後の薬剤師の需給の問題でございますけれども、現在、薬剤師数は全体としては供給が必要を上回っているという状況にございます。ただ、一方においては地域的な偏在の問題も一応ございまして、なかなか確保の簡単なところと確保の難しいところと、そういう問題もございます。

それから、この需給の問題を考えるに当たりましては、今後医薬分業がどういうふうに進展をしていくか、その分業の進展の度合いというものも考えなければならぬというふうに思っておりましたし、それから今、西川先生から御指摘ございましたように、六年制が導入された後に各大学あるいは薬学部の志望者がどうなるか、あるいは薬学部を卒業した後でどういう進路を取られるか、その辺の動向もよく見なければなりませんし、就職の状況あるいは行き先ですね、そういうものもよく考えなきやならないと思っておりますし、また一方、需要のサイドで申し上げますと、薬剤師の専門性が高まりますので、今日もいろいろ議論ございましたけれども、新たな職域が広がっていくということもまた考えられるんではないかというようなこともあります。

したがいまして、そういういろいろな様々な要因がこれからあり得ると思っておりまして、大臣からも御答弁ございましたように、今後の需給状況を見ながら薬剤師の需給の在り方について今後よく検討していくかといふふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございました。

まさしくいろんな働く形態があるわけですがれども、古いとか、余り新しいところではないところには余り働きたくないとかという若い人も多いようございまして、そしてまた、離島とかそういうところにも余り行かれないという話を聞いておりませんけれども。

次にお伺いしたいのは、実習についてですけれども、これは患者サイドからしますと、資格のない方が医療現場に来られるわけですから、やはりある程度しっかりといるものでございまして、私ども、薬剤師の需給の問題でござりますけれども、現在、薬剤師数は全体としては供給が必要を上回っているという状況にございます。

それから、この需給の問題を考えるに当たりましては、今後医薬分業がどういうふうに進展をしていくか、その分業の進展の度合いというものも考えなければならぬというふうに思っておりましたし、それから今、西川先生から御指摘ございましたように、六年制が導入された後に各大学あるいは薬学部の志望者がどうなるか、あるいは薬学部を卒業した後でどういう進路を取られるか、その辺の動向もよく見なければならないというふうに思っておりましたし、また一方、需要のサイドで申し上げますと、薬剤師の専門性が高まりますので、今日もいろいろ議論ございましたけれども、新たな職域が広がっていくということもまた考えられるんではないかというようなこともあります。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) お尋ねの今後の薬剤師の需給の問題でございますけれども、現在、薬剤師数は全体としては供給が必要を上回っているという状況にございます。

それから、この需給の問題を考えるに当たりましては、今後医薬分業がどういうふうに進展をしていくか、その分業の進展の度合いというものも考えなければならぬというふうに思っておりましたし、それから今、西川先生から御指摘ございましたように、六年制が導入された後に各大学あるいは薬学部の志望者がどうなるか、あるいは薬学部を卒業した後でどういう進路を取られるか、その辺の動向もよく見なければならないというふうに思っておりましたし、また一方、需要のサイドで申し上げますと、薬剤師の専門性が高まりますので、今日もいろいろ議論ございましたけれども、新たな職域が広がっていくということもまた考えられるんではないかという

次にお伺いしたいのは、実習についてですけれども、これは患者サイドからしますと、資格のない方が医療現場に来られるわけですから、やはりある程度しっかりといるものでございまして、私ども、薬剤師の需給の問題でござりますけれども、現在、薬剤師数は全体としては供給が必要を上回っているという状況にございます。

それから、この需給の問題を考えるに当たりましては、今後医薬分業がどういうふうに進展をしていくか、その分業の進展の度合いというものも考えなければならぬというふうに思っておりましたし、それから今、西川先生から御指摘ございましたように、六年制が導入された後に各大学あるいは薬学部の志望者がどうなるか、あるいは薬学部を卒業した後でどういう進路を取られるか、その辺の動向もよく見なければならないというふうに思っておりましたし、また一方、需要のサイドで申し上げますと、薬剤師の専門性が高まりますので、今日もいろいろ議論ございましたけれども、新たな職域が広がっていくということもまた考えられるんではないかという

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。

御指摘の実習前の教育、大変これも重要でございます。是非このことにつきましては、薬物の性質でございますとか反応、人体に対する薬の作用あるいは薬物の治療などについての基本的能力、及びコミュニケーション能力、医療倫理、そういう一般教養、医療人としての教養を身に付けさせる必要がございます。このため、日本薬学会の方で作成をいたしました薬学教育モデルカリキュラム、こういったものにそういった内容が盛り込まれておりますので、これを参考に各大学におきましては負担は掛けませんよ、より良い薬剤師さんを世の中にとて何が策はございませんのであります。こちらも文部科学省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、今回の制度の改正におきまして修業年限が延長されることに伴いまして、当然二年分の学費が追加されることになります。これまででも学生の負担が過重なものとなりませんよう、経済的理由により勉学の道が閉ざされないようにと、そういうことで私どもとしてもいろいろ取り組んできたわけでございます。現在でも、日本育英会の奨学金、これまで薬学部の学生さん、平成十四年度ベースでは、三万八千人のうち無利子奨学金が五千人強、あるいは有利子奨学金が七千人強の学生さんが受け取っているわけでございます。

また、御指摘のように、実務実習におきましてまだ資格を持たない学生が実際にそういう医療の実習を行って十分な基本的知識、技能、態度を備えているということが当然求められますし、またそのことを社会に対しても説明する、あるいはまた住民の方や患者さんに対して安心してもらう必要があるわけでございます。

○西川きよし君 共用試験は、そのため、大学間で共同して質

の高い試験問題を用意しまして、学生さんが実習に適合するかどうか、そういうことを的確に評価していくこうというものでございまして、私ども、是非必要なことと考えております。このため、今後、共用試験の実施に向けて、薬学関係者とも協議をしていきたいと思っております。

○西川きよし君 次に、学生さんのお金の問題についてお伺いをしたいと思うんですけれども、私立大学の場合と何と年間百四十万円程度掛かるというふうにお伺いをいたしております。四年から六年に二年間長くなるわけですね。となりますが、約一百八十万とということになるわけですが、それでも、この二年間延びる学生さんの負担、親御さんの負担、これはもう大変なものになるわけですが、それでも、こういった学生さんに対しての、その少しでもお金の軽減策といいますか、しっかりとまじめに勉強していただければ、そんなにお金は負担は掛けませんよ、より良い薬剤師さんを世の中にとて何が策はございませんのであります。こちらも文部科学省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、今回の制度の改正におきまして修業年限が延長されることに伴いまして、当然二年分の学費が追加されることになります。これまででも学生の負担が過重なものとなりませんよう、経済的理由により勉学の道が閉ざされないようにと、そういうことで私どもとしてもいろいろ取り組んできたわけでございます。現在でも、日本育英会の奨学金、これまで薬学部の学生さん、平成十四年度ベースでは、三万八千人のうち無利子奨学金が五千人強、あるいは有利子奨学金が七千人強の学生さんが受け取っているわけでございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。いいお話を伺いさせていただきました。

○西川きよし君 育英、あしなが募金というのが、私ももう何十年、春と秋には必ず参加をさせていただいているんですけれども、時々民主の山本先生の方からもお話を出たりなんかするんですけども、そ

いつたことで、できるだけ学生さんの負担にならないよう助けてあげた——あつ、先生いらっしゃったこと存じ上げなかつたもので、済みません。やっぱりできるだけ我々も協力をさせていただけだらと思います。

次に、薬剤師の役割といたしまして、在宅ケア、在宅ケアと薬剤師、この役割ですけれども、薬剤師機能の在り方という、これを是非お伺いしてみたいなと思うんですけれども、この在宅ケアの取組としては、介護保険制度の中でも、居宅療養管理指導サービスを担う一員といたしまして薬剤師が明記されているわけですねども、約一万五千人の薬剤師さんが今ケアマネジャーとして、ケアマネジャーさんは約全国で三十万人ぐらいいらっしゃるわけですけれども、約一万六千人ぐらいの方が頑張っておられるわけですが、介護支援に携わつていらっしゃるということで、これも大変なことですけれども、そういうことで、こうした分野での活躍も大いにこれからは期待されると思います。

〔理事藤井基之君退席、委員長着席〕

しかし、現実の問題といたしまして、例えば在宅ケアを取り巻く医師、看護師、そしてヘルパーさんなどの介護職のそうした専門職の間に入つては、なかなか役割が見いだせないと申しましようか、なかなかないわけですねども、この連携が難しいと思います。他の専門職に比べて大変難しいといふお話を多々お伺いするわけですねども、大阪府大阪府高槻市というところなんかは実際にうまく取り組んでおられるわけですねども、在宅ケアにおける薬剤師機能の在り方についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君)

高齢化社会でございますので、大変在宅ケアの重要性が高まっておりまして、そういう中で今後薬剤師がどういう機能を果たしていくかというのは大変重要な問い合わせだらうというふうに思つております。

介護保険制度でございますけれども、先生御指摘のように、サービス利用者のお宅を訪問して高

齢者の特性を把握した上で服薬指導をしたり薬の管理をしていると、そういう薬学的な管理指導が必要であるということで、そういう場合には、薬剤師が行つた場合には居宅の療養指導管理ということで一定の介護報酬を評価しているということがございます。

それからまた、この業務を実施する場合には、当然のこととござりますけれども、処方をされましたがお医者さんとの連携を十分する、あるいは他の職種、看護師さん等との情報提供、あるいはサービス担当者会議などに参加をして一緒にやるということが大変重要な要素ではないかというふうに思つております。

厚生労働省としては、介護サービスにおきまし

ても、御指摘のように、薬剤師さんが十分な役割、

機能を発揮されるということは大変重要なこと

と思つておりますし、他の専門職と連携をしていく

と。現実を見てまいりますと、今お話をございま

したが地域の薬局はある意味で保健サービスの窓口としての機能も有するということがございま

す。いろんな介護用品を販売しているというよう

なこともございます。したがつて、日本薬剤師会

の事業としても多くの薬局が介護サービスに関する相談窓口業務を実施をしているということもございます。

したがいまして、また御指摘ございましたケア

マネジャーとしての活躍というのもこれから期待

されるわけでございまして、薬剤師の幅広い分野

における役割をこれから高齢化社会を迎えて果たしていく必要があるんではないか。

今回、薬学教育を六年制にする、導入をすると

さることでござりますので、その中で臨床薬学あ

るいは医療薬学の拡充でござりますとか、実務実習も当然導入されるわけですねども、その中で、

在宅ケアの分野でも十分研修をしたいと思ってお

りますし、あるいは生涯教育あるいは卒後教育の

環境整備を進めるとともに、製品情報の

コード表示化、データベース化、医療機関等

における薬剤師の役割の明確化及びそのため

の普及を進めること。

この際、森君から発言を求めておりますので、これを許します。森ゆうこ君。

○委員長(国井正幸君)

全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森君から発言を求めておりますので、これを許します。森ゆうこ君。

○森ゆうこ君

私は、ただいま可決されました薬剤師法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党護憲連合の各派並びに各派に属しない議員西川きよし君の共同提案による附帯決議案

案文を朗読いたします。

るのではないかというふうに考えております。

○西川きよし君

御丁寧に分かりやすく御答弁をいただきましてありがとうございます。大変こう

いいた意味では大切なポジションであるというふうに思います。

いろんな先生方の御質問をお伺いして、私なりに御理解させていただいて、まだ皆さん方にこれからも大変だと思いますが、我々もしっかりと勉強して、御協力をさせていただくように努力したいと思います。

今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(国井正幸君)

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(國井正幸君)

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、風間龍君及び谷博之君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君及び柳田稔君が選任されました。

○委員長(國井正幸君)

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(國井正幸君)

これより討論に入ります。

○委員長(國井正幸君)

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(國井正幸君)

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、風間龍君及び谷博之君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君及び柳田稔君が選任されました。

○委員長(國井正幸君)

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(國井正幸君)

これより討論に入ります。

○委員長(國井正幸君)

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(國井正幸君)

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、風間龍君及び谷博之君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君及び柳田稔君が選任されました。

○委員長(國井正幸君)

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(國井正幸君)

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、風間龍君及び谷博之君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君及び柳田稔君が選任されました。

薬剤師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかかるが、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。

二、薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。

三、新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となつた者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。

四、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るために取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。

五、地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬品分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六、医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。

右決議すること。

以上でございます。

案文を朗読いたします。

八十円ずつ引き上げ、平成二十一年度以降の保険料額を一万六千九百円とすることとしておりまます。また、厚生年金保険の保険料率については、平成十六年十月から毎年〇・三五四%ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料率を一八・三〇%とすることとしております。

第四に、今後の年金額の改正につきましては、毎年度、賃金又は物価の変動率により行うことを基本とすることとしますが、五年ごとに作成する財政の現状及び見通しについて調整の必要がある見込まれる場合には、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。なお、当面は、これまでの物価スライドの特例措置に基づく年金額を引き続き支給することとしております。

第五に、在職老齢年金制度につきましては、六十歳台前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止することとしております。また、賃金と老齢厚生年金を六十五歳以降に繰り下げて受給できる仕組みを導入することとしております。

第六に、育児をする被保険者につきましては、厚生年金保険料の免除措置が子が三歳に達するまでに拡充する等の措置を講ずることとしておりま

す。

第七に、厚生年金につきましては、離婚時等において、当事者の保険料納付記録を分割し、年金給付に反映させる制度を創設することとしております。また、第三号被保険者である期間については、離婚時等又はこれに準ずる場合には、請求により、配偶者の保険料納付記録を二分の一に分割できることとしております。

第八に、国民年金保険料の徴収強化につきましては、所得に応じた保険料負担とする観点から多段階免除制度を導入し、また若年者に係る納付特例制度を創設するとともに、滞納処分等に關し被保険者に対する調査の規定の整備を行うこととし

ております。

第九に、厚生年金基金につきましては、凍結されいた免除保険料率の算定方法を見直すとともに、解雇等により離職することとしております。また、厚生年金基金や確定給付企業年金における年金通算措置の充実等を図ることとしております。

第十に、厚生年金基金の受給権者が、六十歳以降、老齢厚生年金又は遺族厚生年金を併給することを可能とする等の所要の改正を行うこととしております。

第十一に、旧農林共済の特例年金や関係法律につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

第十二に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

第十三に、年金積立金管理運用独立行政法人法案において修正が行われたところであります。

第十四に、厚生年金保険及び国民年金の積立金について

は、厚生労働大臣が、年金資金運用基⾦に対し、寄託することにより運用を行ってきたところでありますが、この法律案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図る観点から、年金資金運用基⾦を廃止し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法

人を設立しようとするものであります。

第十五に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、年金積立金管理運用独立行政法人は、年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。

第二に、年金積立金管理運用独立行政法人に、

経済又は金融の学識経験者から成る運用委員会を置き、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針等を定める中期計画の作成等に当たっては、その

用委員会に、管理運用業務の実施状況を監視させ

ることとしております。

第三に、年金積立金管理運用独立行政法人の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務等を課するとともに、これらに違反した者に対し、制裁を課することとしております。

第四に、シルバー人材センターは、届出により、臨時かつ短期的な就業等に関する部分は年齢を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第五に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

第六に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第七に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第八に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第九に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十一に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十二に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十三に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十四に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十五に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十六に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

措置に係る年齢については、年金支給開始年齢に合わせて、平成二十五年度までに段階的に六十五歳まで引き上げることとしております。

第二に、労働等により離職する中高年齢者が希望するときには、事業主は、その職務の経歴、職業能力等を明らかにした求職活動支援書を作成し、交付しなければならないこととしております。

第三に、労働者の募集及び採用について、上限額年金保養基地業務及び被保険者向け融資業務に

び忠実義務、秘密保持義務等を課するとともに、上限額を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第四に、シルバー人材センターは、届出により、臨時かつ短期的な就業等に関する部分は年齢を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置に関する部分は平成十八年四月一日から実施することとしております。

第六に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第七に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第八に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第九に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十一に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十二に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十三に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十四に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

第十五に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うことの規定を追加することを内容とするものであります。

将来にわたり持続可能で安定した年金制度とすることは先送りのできない課題であります。一方で、年金、医療、介護という国民生活に深くかかわる各制度がそれぞれ個別に議論されることにより、国民は将来の生活に対する不安を感じております。これを真剣に受け止め、社会保障制度全般の一体的な見直しを行い、その観点から年金制度についても必要な見直しを進める必要があります。

このことは、本法案の審議の過程においても、社会保険制度全般の一体的な改革の必要性について強い意見が出されたところであり、また、年金制度に関する残された課題もあり、特に、公的年金制度の一元化についての真剣な議論がなされたところであります。

本修正は、これらを踏まえて、政府は社会保障制度全般についての一体的な見直しと整合を図り公的年金制度について必要な見直しをすることとし、公的年金制度についてはその一元化を展望し、体系の在り方について検討することとする趣旨のものであります。

今後、社会保障制度全般についての一体的見直しに整合して公的年金制度についての必要な見直しについて国会において審議を進めることとなりますが、政府においては本修正を踏まえ、広く国民の参加を得ながら、早急に検討に着手されることを要請するものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(国井正幸君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金法等の一部を改正する法律案
一、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律案

一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

年金積立金管理運用独立行政法人法案
〔本号(その二)に掲載〕

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

平成十六年五月二十一日印刷

平成十六年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F

第一百五十九回

参議院厚生労働委員会会議録第十六号(その一)

(一五三)

〔本号(その一)参照〕

(小字は衆議院修正)

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(財政の均衡)

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期

間の終了時に給付の支給に支障が生じないようするために必要な積立金(国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。)第五章において同じ。)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

4 第十七条第一項中「第三十三条の二又は第三十九条の規定により加算する額を除く。」又は当該加算する額及び第三十九条の二第一項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八条に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。」を削る。

2 財政の現況及び見通しを作成するときは、(以下「被用者年金被保険者等」といいう。)に係る標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。)の改定により被用者年金被保険者等に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等の(以下「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」といいう。)」)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数(総務省において作成する年平均の物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数(総務省において作成する年平均の物価指数をいう。以下同じ。)を公表しなければならない。

3 政府は、(以下「被用者年金被保険者等」といいう。)に掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

4 第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」といいう。)に係る標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。)の改定により被用者年金被保険者等に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

2 第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかるわらず、物価変動率を基準とする。

3 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

4 第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかるわらず、物価変動率を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかるわらず、当該各号に定める率を基準とする。

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

め、同条第四号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(改定率の改定等)

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率(以下「保険料率」という。)の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ハ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

カ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

マ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ニ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

オ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ソ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ハ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

シ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ス ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ウ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

エ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

オ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

カ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

リ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ハ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

シ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ス ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ウ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

エ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

オ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

カ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

リ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ハ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

シ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

ス ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若し

くは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の

に「(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」を加える。

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得る年の前々年の物価指数の比率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の四年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

初日の属する年の二年前の年ににおける物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。

第九十条第一項中「(次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法(昭和二十二年

年法律第二十六号)第四十一条に規定する高等
学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の

学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である被保険者

るもの（以「一等」を等」とい）」を除く。」を「又は被保険者であつた者（次条及

ひ第九十条の三において「被保険者等」という。」に、「申請のあつた日の属する月の前月か

らその指定する月までの期間」を「その指定する期間(次条第一項の規定の適用を受ける期間又

は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第
四十一條に規定する高等学校の生徒、同法第五

十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは生徒として教令で定めらるゝ(以下「学生」と

「とし、申請のあつた日以後、当該保険料に係
た期間を除く。」に、「とすることができる。」を

る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が

行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。」に改める。

卷之三

第九十条の二第一項中「被保険者(前条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)」を「被保険者等」に、「申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間」を「その指定する期間(前条第一項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等である)」に、「申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合には、つては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により納付することを要しないものとされた半額以外の半額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三第一項中「被保険者」の下に「又は学生等であつた被保険者等」を加え、「申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間」を「その指定する期間(学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。)」に、「とすることができる。」を「とし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。」に改める。

第九十二条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、
「第九十二条の三第一項又はこの章」とあるのは、
「第一百四十五条第五号中「この章」とあるのは、
か、この法律の規定の適用に関し必要な事項

第七部 厚生労働委員会会議録第十六号(その二) 平成十六年五月十三日

7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料(納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。)に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第一二十七条第二号中「保険料納付済期間の月数」の下に「及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の七に相当する月数

三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する

(4) 得た数
当該保険料全額免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする)に二分の一を乗じて得た数

規定する保険料四分の一免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第九十条の二に第一項として次の一項を加え

第三百二十七条第四号中「と保険料半額免除期間の月数」とを、「保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 保険料四分の三免除期間の月数(四百八十九から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする)の八分の五に相当する

十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする)の八分の五に相当する月数

第五十二条の第一項及び第五十三条の第四項中「と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数」とを「、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数」に改める。
第八十五条第一項第一号中「第二十七条第三号」の下に「、第五号及び第七号」を加え、同項第一号を次のように改める。

「第一項の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を
「第一項の額」に改める。
第八十九条中「第九十条の二第一項」の下に
「から第三項まで」を加える。
第九十条第一項中「次条第一項」の下に「から
第三項まで」を加える。
第九十条の二第四項中「第一項」の下に「から
第三項まで」を加え、「半額以外の半額」を「その
一部の額以外の残余の額」に改め、同項を同条
第六項とし、同条第三項中「第一項第一号」の下

「一部の額」に改める。

第八十九条中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第九十条第一項中「次条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第九十条の二第四項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額以外の半額」を「その一部の額以外の残余の額に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項第一号」の下に「、第二項第一号及び第三項第一号」を加え、「前項」を同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは前項若しくは次項」を加え、「第五条第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは前二項の規定により前納されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に

次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で

—

附則第九条第一項を「平成十二年改正法附則第六项」に改め、「第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を加え、同条第二項中「附則別表第一」を「附則別表第二」に改め、同条第三項及び第四項中「附則別表第三」を「附則別表第二」に改め、同条第五項中「平成十一年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「七万一千百八十九円に」を「七万四百七十七円(当該被保険者であった者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百十五円とし、その者が昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする)に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)に、「七万一千百八十九円と」を「当該額と」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定第四十三条の二第二項及び第四項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第二項及び第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く。)は、第二項に規定する率並びに第三項及び第四項に規定する率の改定について準用する。

附則第十七条の二第七項を削り、同条の次の次の三条を加える。

第十七条の三 第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「百三十二条第二項」とあるのは、「百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二十四号。以下「昭和六十年

年改正法」という。附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の一、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正法第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第八十三条第一項若しくは第二十四条第一項」とする。

た額(以下この条において「当該年度額」といふ。)が、当該年度の前年度に属する(三月三十一日においてこれらの規定により計算した額(以下この条において「前年度額」という。)に満たない場合には、これらの規定にかかるらず、前年度額を当該年度額とする。

前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の二(第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき
物価変動率

3 第一項の規定にかかるらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の三(第四十三条の五において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の四(第四十三条の五において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年

度額とする。

一、名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき、名目手取り賃金変動率を上回るとき（物価変動率が一を上回る場合を除く）物価変動率

5 第一項の規定にかかるわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

附則第十八条第一項中「（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われる」を「財政の現況及び見通しが作成される」に改める。

附則第二十三条の二を削る。

附則第二十九条第三項中「平均標準報酬額」の下に「（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保險者期間の月数で除して得た額をいう。）」を加える。

附則別表第一及び附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者、被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表

昭和三十三年三月以前	一三・七九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一六五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一一・八〇四

昭和三十五年四月から昭和三十六年二月まで	一一・九三四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九八〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九二八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇六六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇三五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六四四
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四九三
昭和五十年四月から昭和五十二年七月まで	二・一三一
昭和五十二年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六七一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六一二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八一
昭和五十七年四月から昭和五八年三月まで	一・三九一
昭和五八年四月から昭和五九年三月まで	一・二七一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二三
二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であつた 月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区	率 分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる

昭和三十三年三月以前	一三・九三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・二九七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九三三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二二三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一六〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四〇二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九九七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八二四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一一六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇七五
昭和四十六年十月から昭和四八年九月まで	三・六八一
昭和四八年十月から昭和五十年三月まで	二・五一八
昭和五十年四月から昭和五十二年七月まで	二・一五四
昭和五十二年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七八〇
昭和五十三年一月から昭和五四年三月まで	一・六八九
昭和五四年四月から昭和五五年九月まで	一・六七八
昭和五五年十月から昭和五七年三月まで	一・四九六
昭和五七年四月から昭和五八年三月まで	一・四〇六
昭和五八年四月から昭和五九年三月まで	一・三八六
昭和五九年四月から昭和六十年九月まで	一・二八五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二三三

三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であつた	昭和三十三年三月以前
---	------------

率

昭和三十三年三月以前

一四・二三四

昭和三十三年三月以前

一四・二〇七

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二二一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	二一・三二二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四三一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一四八
昭和四一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二四九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九四九
昭和四十三年四月から昭和四四年十月まで	五・二二七
昭和四四年十一月から昭和四六年九月まで	四・一六三
昭和四十六年十月から昭和四八年九月まで	三・七六〇
昭和四八年十月から昭和五十年三月まで	二・五七一
昭和五十年四月から昭和五一年七月まで	二・二〇〇
昭和五一年八月から昭和五二年十二月まで	一・八一八
昭和五三年一月から昭和五四年三月まで	一・七二五
昭和五四年四月から昭和五五年九月まで	一・六六三
昭和五五年十月から昭和五七年三月まで	一・五二八
昭和五七年四月から昭和五八年三月まで	一・六六三
昭和五八年四月から昭和五九年三月まで	一・四三六
昭和五十九年四月から昭和六〇年三月まで	一・四一五
昭和六〇年四月から昭和六一年九月まで	一・三二二
昭和六十年十月から昭和六一年三月まで	一・二六〇

四 昭和七年四月一日から昭和十年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であつた	昭和三十三年三月以前
---	------------

率

昭和三十三年三月以前

一三・六五一

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一七八
昭和三十四年四月から昭和三五年三月まで	一三・一七八
昭和三五年四月から昭和三六年三月まで	一二・三七五
昭和三六年四月から昭和三七年三月まで	一〇・四八六
昭和三七年四月から昭和三八年三月まで	九・三二三
昭和三八年四月から昭和三九年三月まで	八・三七八
昭和三九年四月から昭和四十年四月まで	七・六〇〇
昭和四十年五月から昭和四一年三月まで	七・一八四
昭和四十一年四月から昭和四二年三月まで	六・二八一
昭和四二年四月から昭和四三年三月まで	五・九八〇
昭和四三年四月から昭和四四年十月まで	五・二五三
昭和四四年十一月から昭和四六年九月まで	四・一八四
昭和四六年十月から昭和四八年九月まで	三・七七九
昭和四八年十月から昭和五一年七月まで	二・五八五
昭和五十年四月から昭和五二年十二月まで	二・二二一
昭和五一年八月から昭和五二年三月まで	一・八二七
昭和五三年一月から昭和五四年三月まで	一・七三四
昭和五四年四月から昭和五五年九月まで	一・六七一
昭和五五年十月から昭和五七年三月まで	一・五三六
昭和五七年四月から昭和五八年三月まで	一・四四三
昭和五八年四月から昭和五九年三月まで	一・三二九
昭和六十年十月から昭和六一年三月まで	一・二六六

五 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者である

昭和三十三年三月以前

た月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

一四・三六六

一三・七〇九

一三・三三三

一一・四二六

九・三五一

八・四一二

七・六三一

七・二一四

六・三〇七

六・〇〇五

五・二七五

四・二〇一

三・七九五

五・二七五

四・二〇一

三・七九五

五・二七五

四・二〇一

三・七九五

六 昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者である

つた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

一四・四六九

一三・八〇七

一三・四二九

一一・五一六

九・四一八

八・四七三

七・六八六

六・三五三

六・〇四八

五・三一三

四・二三一

三・八二二

二・六一四

二・二三六

一・七八四

一・六四八

一・七五四

一・六九〇

一・五五四

一・四五九

一・四五九

一・四二八

七 昭和十二年四月一日以後に生まれた者
被保險者であつた月が属する次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同
表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四二
昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで	七・七四九
昭和四十年五月から昭和四十二年三月まで	七・三三五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九七
昭和四十三年四月から昭和四四年十月まで	五・三五六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六六
昭和四十六年十月から昭和四八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五四
昭和五一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一一・二九一

附則別表第一

昭和五年四月一日以前に生まれた者

一・二三二

昭和六年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

一・二三三

昭和七年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者

一・二六〇

昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

一・二六六

昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者

一・二七一

昭和十二年四月一日以後に生まれた者

一・二八一

附則別表第三を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四十三条第一項関係)

昭和五年四月一日以前に生まれた者 被

保険者があつた月が属する次の表の上欄に
掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表
の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九七六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六七五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四八五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三二一
昭和三十七年四月から昭和三八年三月まで	九・三二〇
昭和三八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五五〇
昭和三十九年四月から昭和四〇年四月まで	七・八五八
昭和四〇年五月から昭和四一年三月まで	六・八七八
昭和四一年四月から昭和四三年三月まで	六・三一七
昭和四二年四月から昭和四四年十月まで	六・一四六
昭和四三年四月から昭和四四年三月まで	五・四三六
昭和四四年十一月から昭和四八年十月まで	四・一五五
昭和四六年十一月から昭和四八年十月まで	三・六〇四

昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一一・六四三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一一・二五三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・一八六二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・一七一二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・一六二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・一四六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・一二九一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・一二三二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

一一 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であった	月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区 分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる 率
昭和三十三年三月以前	一四・一一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八一二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・六一〇
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・二六五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六三五
昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで	七・九三八
昭和四十一年五月から昭和四十一年三月まで	六・九四七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二〇九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四九一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一九七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六四〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六六九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二七五
昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・八八一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
一一 四七六	

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三五五
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月まで	一・三〇四
昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年三月まで	一・一〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	

昭和三十三年三月以前	一四・四一九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一一〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九一三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五〇六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八二二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇九六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三四三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二八七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七一九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七七
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・三三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・九二
昭和五十一一年八月から昭和五十三年三月まで	一・七六六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・六七三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・五〇八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八四
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・三三一
昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇三二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇四三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・一〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	一・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	一・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であった	月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区 分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる 率
昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・八六六
昭和四十年五月から昭和四十年三月まで	七・一三三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四四年三月まで	五・六三八
昭和四四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十六年十一月から昭和四八年十月まで	三・七三七
昭和四八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五一年七月まで	二・三三六
昭和五一年八月から昭和五一年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十四年三月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五七年三月まで	一・五一六

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和六十年十月から昭和六十年九月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から昭和元年十一月まで	一・一〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日 までの間に生まれた者 被保険者であった	月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区 分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる 率
昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・六九四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六
昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで	八・一五〇
昭和四十一年五月から昭和四十二年三月まで	七・一三一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六三八
昭和四十六年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十七年十一月から昭和五十年三月まで	三・七三七
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで	二・七四一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・三三六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・九三二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六八二
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・五二六

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで

一・四四三

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで

一・三九一

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで

一・三三九

昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで

一・二六六

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで

一・二三五

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

一・一二〇四

昭和六十三年四月から平成三年三月まで

一・一一三一

平成元年十二月から平成三年三月まで

一・一〇八〇

平成三年四月から平成四年三月まで

一・一〇四九

平成四年四月から平成五年三月まで

一・一〇八

平成五年四月から平成六年三月まで

一・一〇二八

平成六年四月から平成七年三月まで

一・一〇〇八

平成七年四月から平成八年三月まで

一・九八七

平成八年四月から平成九年三月まで

一・九七五

平成九年四月から平成十年三月まで

一・九六二

平成十年四月から平成十一年三月まで

一・九五二

平成十一年四月から平成十二年三月まで

一・九五五

平成十二年四月から平成十三年三月まで

一・九六一

平成十三年四月から平成十四年三月まで

一・九六八

平成十四年四月から平成十五年三月まで

一・九七七

平成十五年四月から平成十六年三月まで

一・九八〇

平成十六年四月から平成十七年三月まで

六 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	被保険者である率
---------------------------------	----------

た月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げ

る率

昭和三十三年三月以前	一四・五五三
------------	--------

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二四〇
----------------------	--------

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇四二
----------------------	--------

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六一三
----------------------	--------

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三八
----------------------	--------

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六九五
----------------------	-------

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇三
----------------------	-------

昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで	八・一八三
----------------------	-------

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・一六一
----------------------	-------

昭和四十年五月から昭和四十年四月まで	六・五七八
--------------------	-------

昭和四十年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇一
---------------------	-------

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・六六一
----------------------	-------

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・三二六
----------------------	-------

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・七五三
-----------------------	-------

昭和四十六年十一月から昭和四八年十月まで	二・七五二
----------------------	-------

昭和四八年十一月から昭和五十年七月まで	二・三四六
---------------------	-------

昭和五十年八月から昭和五十一年七月まで	一・九三九
---------------------	-------

昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・七八二
----------------------	-------

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
----------------------	-------

昭和五十五年十月から昭和五七年三月まで	一・五二二
---------------------	-------

年月	被保険者である率
昭和五十七年四月から昭和五八年三月まで	一・四四三
昭和五八年四月から昭和五九年三月まで	一・三九一
昭和五九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一二〇四
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・一一三一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇八〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇四九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・一〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	一・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	一・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・九八〇
昭和五十五年十月から昭和五七年三月まで	一・五二二

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九七
昭和六十年十月から昭和六十年九月まで	一・三四五
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月 一日までの間に生まれた者 被保険者である 率	つた月が属する次の表の上欄に掲げる期間 の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲 げる率
昭和三十三年三月以前	一四・六五七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三四一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一四三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六九七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九六七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二四一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四四七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七〇一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三五七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七八〇
昭和四十八年八月から昭和五十年三月まで	二・七七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三六三
昭和五十三年四月から昭和五十三年三月まで	一・九五三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七九五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・七〇一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三三

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで

一・四五九

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで

一・四〇七

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで

一・三五四

昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで

一・二八一

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで

一・二四九

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

一・二一八

平成元年十一月から平成三年三月まで

一・一四四

平成二年四月から平成四年三月まで

一・〇九一

平成二年四月から平成五年三月まで

一・〇六一

平成二年四月から平成六年三月まで

一・〇四〇

平成二年四月から平成八年三月まで

一・〇一九

平成二年四月から平成九年三月まで

一・〇九八

平成二年四月から平成九年三月まで

一・〇九八

平成二年四月から平成九年三月まで

一・〇九八

平成二年四月から平成十一年三月まで

一・〇九七三

平成二年四月から平成十一年三月まで

一・〇九六一

平成二年四月から平成十二年三月まで

一・〇九六一

平成二年四月から平成十三年三月まで

一・〇九六一

平成十一年四月から平成十一年三月まで

一・五四五

平成十一年四月から平成十三年三月まで

一・七一五

平成十一年四月から平成十四年三月まで

一・八一〇

平成十一年四月から平成十五年三月まで

一・九七七

平成十一年四月から平成十六年三月まで

一・九六八

平成十一年四月から平成十七年三月まで

一・九六九

昭和五十年四月から昭和五十年七月まで

一・九六九

昭和五十年八月から昭和五十年三月まで

二・三八二

昭和五十年十一月から昭和四十八年十月まで

二・七九五

昭和四十六年十一月から昭和四十六年十月まで

三・八一一

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで

四・三九三

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで

五・七四八

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで

六・四九九

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで

七・二七二

昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで

八・三〇九

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで

九・〇四〇

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで

一〇・九〇三

八 昭和十二年四月一日以後に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同
表の下欄に掲げる率

	昭和三十三年三月以前	一四・七七七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五九	
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二五八	
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七九二	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九〇三	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八四五	
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇四〇	
昭和三十九年四月から昭和四十一年四月まで	八・三〇九	
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・二七二	
昭和四十年五月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇	
昭和四十年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇	
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九九	
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四八	
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三九三	
昭和四十六年十一月から昭和四十六年十月まで	三・八一一	
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・七九五	
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・九六九	
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで	一・九六九	
昭和五十年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六九	
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・九六九	
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・九六九	
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・九六九	

を「附則第十一條の三第三項」に、「同條第二項」を「同條第一項」に改め、「老齡厚生年金の額」を削り、「から老齡厚生年金の額を控除して得た額」(以下「坑内員・船員の代行部分の総額」という。)の百分の八十に相当する額を加えた額」を「(以下この項及び次項において「坑内員・船員の老齡厚生年金の総額」という。)に改め、同項第三号中「附則第十一條の三第三項」を「附則第十一條の三第二項」に、「同條第二項」を「同條第一項」に、「老齡厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」に改め、同項第四号中「額に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「総額」に改め、同項第五号及び第六号中「老齡厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「坑内員・船員の老齡厚生年金の額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額」を「その受給権者の当該老齡年金給付を支給する基金の百分の八十に相当する額」という。」に、「代行部分の総額」を「老齡厚生年金の総額から老齡厚生年金の額を控除して得た額(以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。)」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「の百分の八十に相当する額」を削り、「坑内員・船員の代行部分の総額」という。に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「の百分の八十に相当する額を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中」の百分の八十に相当する額を削り、同号を同項第四号とする。

に係る老齢年金給付(第百六十一)条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」という。」に改め、「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「第六項において「追加停止額」という。」をえた額を第五項において「支給停止額」という。」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第三号」を「前条第四項第一号」に、「第六項において「坑内員・船員の追加停止額」という。」をえた額を第五項において「坑内員・船員の支給停止額」という。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第一号」に、「第六項において「坑内員・船員の支給停止額」という。」に改め、同項を同条第五項中「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第三号」に、「第六項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額」という。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第一号」に、「第六項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額」という。」に改め、同項を同条第六項中「、その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第一号」に、「第六項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額」という。」に改め、同項を同条第五項とす「支給停止額」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十三条の三中「及び第二項」を「及び第四項」に改める。

附則第十三条の五第三項及び第四項中「四百四十四」を「四百八十」に改める。

附則第十三条の六第一項を削り、同条第二項中「受給権者」の下に「(その者が六十五歳に達しないものに限る。)」を加え、「の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。」を十二で除して得た額(以下この項において「基本額」という。)に、「二十八万円」を「支給停

止調整開始額に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額」を当該各号に定める額に十二を乗じて得た額に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項中」を「前項中」に改め、「及び次項」を削り、「」を除く。次項を「」を除く。以下この項に、「第二項」と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」を「第四項」と、「老齢厚生年金の額以上」に、「次項において同じ。」の百分の二十一を「」以上に改め、「前項中「四十六条第一項」とあるのは「四十六条第一項及び第二項」と、「老齢厚生年金の額に」及び「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）」を削り、「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「（加給年金額を除く。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第十三条の七第一項中「四十六条第二項」を「四十六条第四項」に改め、同条第四項第一号中「前条第三項」を「前条第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「次条第三項」を「次条第二項」に改め、「老齢厚生年金の額に」を削り、「から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この条及び次条において「代行部分の総額」という。）の百分の八十に相当する額を加えた額」を「以

下この項及び次項において「老齢厚生年金の総額」という。」に改め、同項第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「額」に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「総額」に改め、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「前条第三項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額」を「その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であった期間に係る第一項において読み替えられた第百三十二条第二項に規定する額(以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。)」に、「代行部分の総額」を「老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。)」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第六項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、「次条第四項」を「次条第三項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同号を同項第一号とし、同条第六項中「追加停止額」を「支給停止額」に改める。

附則第十三条の八第二項を削り、同条第三項中「附則第十三条の六第三項」を「附則第十三条の六第二項」に、「同条第一項」を「同条第一項」に、「解散基金に係る代行部分」を「解散基金に係る老齢年金給付(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)」に改め、「その額の百分の二十に相当する額」を削り、「第五項」を「第四項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十三条の六第六項」を「附則第十三条の六第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「その額の百

分の二十に相当する額にを削り、「追加停止

の資格を喪失した日の属する月の前月をい

る。

の事業の継続が困難であると見込まれるもの

「額」を「支給停止額」に改め、「を加えた額」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第一項」を「及び第四項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十五条の三中「第十三条の六第四項」を「第十三条の六第三項」に、「から第三項まで

う。以下この項において同じ。)の属する年の前年十月の保険料率(最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月の保険料率)に二分の一を乗じて得た率に、次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

3 前二項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第一項中「基金」とあるのは「連合会」と、「第一百六十二条の三第一項」とあるのは「第八十五条の二」と、前項中「当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間」とあるのは「連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つてゐる者」と読み替えるものとする。
(責任準備金相当額が過大となつた場合における代行保険料率の算定)

〔第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額〕を加える。

附則第二十九条の次に次の二条を加える。	一八月以上二四月未満	一八
三六月以上	二四月以上三〇月未満	二四
	三〇月以上三六月未満	三〇
	三六	三六

(過去期間代行給付現価に係る政府の負担)
第三十条 当分の間、政府は、基金の事業年度

令で定める率」に改め、同号〇中「年四分」を「の政令で定める率」に改め、同条第五項中「基づいて」を「基づき、積立金(厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。)の運用の実績を考慮して」に改め、「この場合において、前二項の規定を準用する。」を削り、同条に次の二項を加える。

当該基金に対して、当該下回つてある額のうち政府が負担することが適當であるものとして政令で定めるところにより算定した額を交付するものとする。

附則第十九条第三項中次の表に定める率を「支給率」に改め、同項の表を削り、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

六月以上	二二月未滿	六
二二月以上	二八月未滿	二二
一八月以上	二四月未滿	一八
二四月以上	三〇月未滿	
三〇月以上	三六月未滿	
三六月以上		
	三六	

（特定基金が解散する場合における責任準備金の算定方法等に関する附則第三十二条の次に次の八条を加える。）

4 第四十四条の二第一項の規定は、被保険者
がつゝに申請の全部または一部を停止する場合

第三十三条 第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする基金(平成十七年四月一日前に設立されたもの(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む。)に限る。)であつて、当該解散をしようとする日ににおいて年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回つていると見込まれるもの(以下「特定基金」という。)は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができる。

3 前項の申出は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

4 第四十四条の二第一項の規定は、被保険者であつた期間の全部又は一部が特定基金の加入員であった期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に当該特定基金が百第四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合(前項の規定により政府が減額責任準備金相当額を徴収する場合に限る。)における当該特定基金の加入員であつた期間(連合会がその支給に関する義務を承継している年金会員の加入期間を除く。)については、適用しない。

5 前項に規定する場合において、当該特定基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の支給権者であることは、第四十四条の二第一項の規定によ

年金の受給権者であるときには、第四十四条の規定に依るが、第一項の規定にかかるわらず、当該老齢厚生年金の額は、当該特定基金の加入員であつた期間（連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く）が基金の加入員

であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該特定基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

6 第三項の場合において、政府が特定基金から徴収する徴収金は、第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十二条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第一百一条第二項、第一百三条の二並びに第一百四条の規定を適用する。

7 厚生労働特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条の規定にかわらず、第三項の規定により政府が特定基金から徴収する徴収金は、同条の年金勘定の歳入とする。

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 特定基金は、責任準備金相当額の納付に関する計画(以下「納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その納付計画が適切である旨の承認を受けることができる。

2 前項の承認の申請は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 納付計画には、納付の猶予を受けようとする金額及び期間その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る納付計画が、前項の納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内)であることその他厚生労働省令で定める要件に適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

5 政府は、前項の承認を受けた特定基金が解散したときは、第一百六十二条の三第一項の規定にかかるはず、責任準備金相当額を当該解散した特定基金から徴収するに当たり、当該納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。この場合において、第一百四十七条第四項、第一百六十二条の三第二項から第八項まで及び第一百六十二条の四の規定は適用せず、第一百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を」とあるのは、「当該基金は、当該基金の清算が結了するまでの間、附則第三十四条第五項の責任準備金相当額を政府に納付するためにその不足する額を、設立事業所の事業主から掛金として徴収するものとする。ただし、附則第三十五条第三項の規定により納付計画の承認が取り消された場合は、当該基金は、その不足する額を」とする。

6 前条第四項及び第五項の規定は、特定基金が第一百四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合(前項の規定により政府が責任準備金相当額を徴収する場合に限る。)について準用する。この場合において、前条第四項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「減額責任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当額」と、それぞれ読み替えるものとする。

7 第五項の場合において、政府が特定基金から徴収する徴収金は、第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十八条、第八十九条、第九十二条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第一百一条第二項、第一百三条の二並びに第一百四条の規定を適用する。

8 前条第七項の規定は、第五項の規定により

政府が特定基金から責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

9 政府は、第五項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を特定基金に通知しなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣は、政府が前条第五項の規定により納付の猶予をした場合において、その納付計画の期間内にその猶予がされた金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定基金の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該特定基金につき納付計画に基いて猶予をした期間と併せて十年を超えることができない。

2 厚生労働大臣は、特定基金の財産の状況その他の事情の変化により必要があると認めるときは、当該特定基金に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の納付計画の変更を求めることができる。

3 納付計画の承認を受けた特定基金が次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、その納付計画の承認を取り消すことができる。

一 納付計画に基づき分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額を納付しないとき。

二 前項の求めに応じないとき。

三 前二号に掲げる場合を除き、その特定基金の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適切でないと認められるとき。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により納付計画が変更された場合には、当該納付計画

に基づいて、納付の猶予をする。

5 政府は、前項の規定による納付の猶予をしり消したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を特定基金に通知しなければならない。

6 政府は、厚生労働大臣が第三項の規定により納付計画の承認を取り消したときは、これに基づいて納付の猶予を取り消すものとする。

7 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該特定基金に通知しなければならない。

(納付の猶予の場合の加算金)

第三十六条 政府は、附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予をしたときは、当該猶予をした徴収金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した加算金を当該特定基金から徴収する。

一 当該猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む。)当該徴収金額につき厚生労働大臣が定める利率で、納期限の翌日から、徴収金完納日の日の前日までの日数によってて計算した額

二 督促状により指定する期限までに納付されない徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を除く。)当該徴収金額につき厚生労働大臣が定める利率で、納期限の翌日から、徴収金完納日の日の前日までの日数によってて計算した額

四・六パーセントの割合で、当該猶予期間の終了日又は当該猶予の取消しがあつた日

の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの前日までの日数によつて計算した額と

の合算額

2 前項の利率は、各年について、当該年の初

日の属する年度の前年度における厚生年金保険特

別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績

を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

3 第一項の場合において、徴収金額の一部に

つき納付があつたときは、その納付の日以後

の期間に係る加算金の計算の基礎となる徴収

金は、その納付があつた徴収金額を控除した

金額による。

4 加算金を計算するに当たり、徴収金額に千

円未満の端数があるときは、その端数は、切

り捨てる。

5 前各項の規定により計算した金額が百円未

満であるときは、加算金は、徴収しない。

6 加算金の金額に百円未満の端数があるとき

は、その端数は、切り捨てる。

7 特定基金は、加算金をその額の計算の基礎となる徴収金に併せて納付しなければならない。

8 附則第三十三条第七項及び第三十四条第七

項の規定は、政府が特定基金から第一項の加算金を徴収する場合について準用する。

(責任準備金相当額の特例の適用を受ける特

定基金に対する納付の猶予に関する特例)

第三十七条 附則第三十四条第四項の承認を受けた特定基金が附則第三十三条第三項の規定により減額責任準備金相当額を徴収される場合においては、附則第三十三条第三項後段及び第四項から第七項までの規定は適用せず、附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

(特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納)

第三十八条 確定給付企業年金法第百四十四条の

規定は、附則第三十三条第三項の規定により

政府が特定基金から同項に規定する減額責任

準備金相当額を徴収する場合又は附則第三十

四条第五項の規定により政府が特定基金から

同項の責任準備金相当額を徴収する場合につ

いて準用する。この場合において、同法第一百

四条第二項中「第百十一条第二項の厚生労

働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労

働大臣の認可」とあるのは「厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第百五十五号)附則第三十二

条第一項の規定による厚生労働大臣の認可を

受けている場合に限り行うことができるもの

とし、同法第一百四十五条第二項の認可」と読

み替えるものとするほか、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

2 前項の規定により確定給付企業年金法第百

十四条第五項の規定を準用する場合において、同項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚

生年金保険特別会計法第八条第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 保険業法(平成七年法律第百五号)附則第一

条の十三の規定は、第一項の規定により確定

給付企業年金法第百十四条の規定を準用して積立金として積み立てられたものとみなす。

4 第三十四条第一項中「第百六十二条の三第一

項」を「第百六十五条の四」に改める。

5 第三十四条の二第二項第一号中「厚生年金基

金連合会」を「企業年金連合会又は他の厚生年金基金」に改め、同項第二号中「厚生年金連合会」を「企業年金連合会に改め、「期間」の下に

「他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。」を加え、同

条第三項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の厚生年金基金」に改め、同条第四項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会に「期間が」を「期間(他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)が」に改める。

6 第八十五条の二(見出しを含む)及び第一百二

条第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金

一項」とするほか、この法律の規定の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第四十条 附則第三十三条から前条までに定め

るものとのほか、特定基金に關し必要な事項

は、政令で定める。

第九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正

目次中「及び厚生年金保険法」を「及び企

業年金連合会」に、「第七款 合併及び分割(第

八款 確定拠出年金への

移行(第一百四十四条の三)」を「第七款

基金間の移行等(第一百四十二条第一項及び第一

百四十四条の五・

六)」に、「第二節 厚生年金基

金連合会」を「第二節 企業年金連合会」に、「第

百五十八条の四」を「第一百五十八条の五」に、「第

百六十五条を「第一百六十五条の四」に改める。

7 第三十四条第一項中「厚生年金連合会に改め、「期間」の下に

「他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。」を加え、同

条第三項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金

連合会又は他の厚生年金基金」に改め、同条第

四項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連

合会に「期間が」を「期間(他の厚生年金基金が

その支給に関する義務を承継している年金たる

給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期

間を除く。)が」に改める。

8 第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次

に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

「第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を「第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会」に改める。

「第一百三十条第五項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、ただし書を削る。

「第七款 合併及び分割」を「第七款 基金間の移行等」に改める。

「第一百四十二条第四項及び第一百四十三条第七項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の基金」に改める。

「第一百四十四条の二第一項中「使用される甲基金の加入員」の下に「又は加入員であつた者」を加え、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の基金」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、「脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びにそれを削り、「議決し、及び甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た」を「議決した」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削る。

「第八款 確定拠出年金への移行等」に改める。

「第一百四十四条の三第一項中「この条において同じ。」における「同じ。」における「この。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の三同じ。」における「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の五第四項」に改め、第四項を「第一百四十四条の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第一百四十四条の五とする。

「第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

「第一百四十四条の三第一項中「この条において同じ。」における「同じ。」における「この。」に移換する」を「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の三同じ。」における「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の五第四項」に改め、第四項を「第一百四十四条の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第一百四十四条の五とする。

「第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

「第一百四十四条の三第一項中「この条において同じ。」における「同じ。」における「この。」に移換する」を「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の三同じ。」における「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の五第四項」に改め、第四項を「第一百四十四条の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第一百四十四条の五とする。

「第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

「第一百四十四条の三第一項中「この条において同じ。」における「同じ。」における「この。」に移換する」を「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の三同じ。」における「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の五第四項」に改め、第四項を「第一百四十四条の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第一百四十四条の五とする。

「第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

「第一百四十四条の三第一項中「この条において同じ。」における「同じ。」における「この。」に移換する」を「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の三同じ。」における「同じ。」に移換する」を「同じ。」に移換する」に改め、同条第四項中「第一百四十四条の五第四項」に改め、第四項を「第一百四十四条の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第一百四十四条の五とする。

「第九章第一節第七款中第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時

合会)に改める。

基金の加入員の資格を喪失した者当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)は、乙基金の加入員の資格を取得した場合であつて、甲基金及び乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から乙基金に甲基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、甲基金に当該権利義務の移転を申し出ることができる。

甲基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、乙基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

乙基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齢年金給付等の支給に関する権利義務を承継するものとし出るものとする。

4 前項の規定により乙基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、甲基金から乙基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金に限る。)を移換するものとする。

5 第一項の申出を行う中途脱退者は、乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から脱退を支給理由とする第一百三十条第一項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、甲基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

甲基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、乙基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

7 乙基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第一百三十条第一項から第三項までに規定する給付（以下「老齢年金給付等」という。）の支給を行うものとする。

8 甲基金は、第六項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

9 乙基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。（政令への委任）

第一百四十四条の四 この款に定めるものほか、基金の合併及び分割、設立事業所の増減、基金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第九章第一節第八款中第百四十四条の五の次に次の一条を加える。

（基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

第一百四十四条の六 基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第一百六十五条の三第一項において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。第一百六十五条の三第三項において同じ。）の資格を取得したときは、当該基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができること。

業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。)第百六十五条の三第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に関する事項は、政令で定める。

第百四十六条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「ものの支給」の下に「又は第百四十四条の三第四項若しくは第六項、第一百四十四条の六第二項若しくは確定給付企業年金法第百十五条规定の第三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換」を加える。

「第二節 厚生年金基金連合会」を「第二節 企業年金連合会」に改める。

第一百四十九条第一項中「第一百六十条第一項に規定する」を削り、「行うため、厚生年金基金連合会」を「行うとともに、第一百六十五条から第六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会」に改める。

第一百五十五条第三項中「会員である基金の理業年金連合会」に改める。

関し必要な事項は、政令で定める。

第一百六十七条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「ものの支給」の下に「又は第百六十五条第四項若しくは第六項、第百六十五条の二第一項若しくは第百六十五条の三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金でまだ移換していないものの移換」を加える。

「厚生年金を除く。」を「障害厚生年金」に、「当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。」を「当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。」に、「当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるもの。当該年金たる保険給付が老齢厚生年金である場合にあつては、退職共済年金を含む。」を除く。以下この条において同じ。」を「当該障害厚生年金と同一の支給事由に

年金及び付加年金、障害基礎年金とあるのは「老齢基礎年金及び付加年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)、障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」に改める。

第十一條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

(受給権者の申出による支給停止)
第三十八条の二 年金たる保険給付(この法律
の他の規定又は他の法令の規定によりその全
額につき支給を停止されている年金たる保険
給付を除く。)は、その受給権者の申出によ
り、その全額の支給を停止する。ただし、こ
の法律の他の規定又は他の法令の規定により
その額の一部につき支給を停止されていると
きは、停止されていない部分の額の支給を停
止する。

2 前項ただし書のその額の一倍に引き支給を停止されている年金たる保険給付についてこの法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金たる保険給付の全額の支給を停止する。
3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止され

5 第一項の規定による支給停止の方法その他
ていなものとみなす。

前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「附則第十七条の四」を
「附則第十七条の六第一項」に改める。

第四十四条第四項第三号中「離婚」の下に「又は婚姻の取消」を加える。

は姫の取消しをがた
第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(支給の継受け)
第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有す

る者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において

て「一年を経過した日」という。前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、社会

保険庁長官に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者

が当該老齢厚生年金の受給権を取得したとき
に、他の年金たる保険給付、国民年金法によ

る。

第六十条に次の二項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条に次の二項を加える。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る)の受給者が老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額に、当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、そ

の額の算定の基礎となる老齢厚生年金等の額が第四十三条第三項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものに

より改定されたときは、当該老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる老齢厚生年金等の額が第六十五条に達しているものに限る)は、そ

の受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受

給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

2 第六十一条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分」と

第六十六条第一項中「次項本文」を「第三十八條の二第一項若しくは第二項、次項本文」に改める。

第六十六条第一項中「第六十一条」を「第六十一条第一項第一号」に改める。

第六十三条第一項に次の二号を加える。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族厚生年金の受給権を取得した当时三十歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族厚生年金の受給権を取得した日

ロ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

第六十四条の二の次に次の二項を加える。

2 第六十一条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る)は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受

給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

第六十四条の三 遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る)は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受

給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

第六十四条の三 遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る)は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受

給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

節に規定する保険給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第七十一条及び第七十二条 削除

第三章の次に次の二項を加える。

第三章の一 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八条の二 第一号改定者(被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定めた事由をいう。以下この章において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に第六十条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額に相当する部分)と改定者及び第二号改定者(以下これらの人を「当事者」という。)の標準報酬をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらの人を「当事者」という。)の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求(以下「標準報酬改定請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(以下「標準報酬の按分割合に関する処分」という。)は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用に関する限り、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

第五十条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

ているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求(以下「標準報酬改定請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(以下「標準報酬の按分割合に関する処分」という。)は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用に関する限り、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

第五十条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

わらず、当該額を当該期間の各月の標準報酬額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

附則第十七条の二に次の一項を加える。

8 基金の加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八条の六第一項の規定により第二号改定者の標準報酬月額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定による改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八条の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

附則第十七条の二に次の二条を加える。
(遺族厚生年金の額の特例)

第十七条の二 第六十条第一項の規定について、当分の間、同項中「被用者年金各法」とあるのは、「被用者年金各法その他の法令」とする。
(遺族厚生年金の改定の特例)

第十七条の三 第六十一条第二項の規定の適用について

については、当分の間、同項中「老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日」とあるのは「六十五歳に達した日以後に老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日(附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他のこれに相当する年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」と、「当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日(附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他のこれに相当する年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」と

第三十一条の二 社会保険庁長官は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

第三章の二の次に次の二章を加える。

第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第七十八条の十三 被扶養配偶者に対する年金

第七十八条の十四 被保険者(被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七十八条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準するものとして厚生労働省令で定めるときは、社会保険庁長官に対し、特定期間(当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間(次項及び第三項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。)の標準報酬(特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章

において同じ。)の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第七十八条の二十において同じ。)の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する從前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、從前標準報酬月額)に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 社会保険庁長官は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る被保険者期間については、被扶養配偶者の被保険者期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(記録)

第七十八条の十五 社会保険庁長官は、第二十条の原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間

第二十九条第一項中「第二項」の下に「並びに
第七十八条の十四第二項及び第三項」を加え
る。

第三章第四節中第三十二条の次に次の二章を
加える。

(被保険者に対する情報の提供)

第十七条の十一 第七十八条の十八第一項の規定の適用については、当分の間、「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項及び第二項」と、「改定又は」とあるのは、「特定期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間(特定期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は」とする。

第十七条の十二 第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付について、附則第八条第二号、第九条の二(第二項第一号、第九条の三第一項、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項の規定)他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)を適用する場合においては、「被保険者期間」とあるのは、「被保險者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。)」とする。

第十七条の十三 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入さ
旧国民年金法第二十七条第一項 合算した額
合算した額(その額が七十八万九百円に改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号。以下「平成十六年改正法」という。)第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該額とする。)

れる特定期間に係る被保険者期間についての第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定並びに保険給付の額の計算及び改定に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第十四条第一項中「二十三万四百円」を

「二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未

満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

附則第十七条第一項第一号中「(同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)」を削り、同項第二号中「(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)」を削る。

旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	旧国民年金法第三十八条及び第四十三条	旧国民年金法第三十八条及び第四十三条	付済期間
二万四千円	七万四千九百円に改定率(平成十六年改正法第一条の規定による改定後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	五千八百八十円に保険料免除期間	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。次号において同じ。)	付済期間

七万四千九百円に改定率(平成十六年改正法第一条の規定による改定後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三千五百一円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	一千五百一円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	一千五百一円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	付済期間
--	--	--	--	------

附則第百九条の規定による改正前 の国民年金法の一部を改正する法 (昭和四十四年法律第八十六号)。	旧国民年金法第七十九条の一第四 項	二十七万千二百円	三十一万八千円	六百五十円	三十一年八千円と	四分の三	三分の一	
四十万三千八百円に国民年金 法第二十七条に規定する改定 率を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	旧国民年金法第七十七条第一項 第一号	十八万円	三十一万八千円に 四十万円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、 これを百円に切り上げるもの とする。)	十八万円	三十一万八千円に 四十万円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、 これを百円に切り上げるもの とする。)	十八万円	三十一万八千円に 四十万円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、 これを百円に切り上げるもの とする。)	十八万円
二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	旧国民年金法第三十九条の一第一 項	六万円	二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	二十二万四千七百円に改定率 を乗じて得た額(その額に五 十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上 げるものとする。)	
以下「改正前の法律第八十六号」という。附則第十六条第二項	第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下「改正前の法律第九十二号」という。附則第二十条第二項	二十七万千二百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	

旧厚生年金保険法第三十四条第一項
項第一号

二千五十円

三千五十三円に国民年金法
(昭和三十四年法律第百四十
一号)第二十七条に規定する
改定率(以下「改定率」とい
う。)を乗じて得た額(その額
に五十円未満の端数が生じた
ときは、これを切り捨て、五
十円以上一円未満の端数が生
じたときは、これを一円に切
り上げるものとする。)

旧厚生年金保険法第三十四条第一項
項第二号

千分の十

十八万円

千分の九・五

十八万円

旧厚生年金保険法第六十条第二項
第一項第一号

五十万一千六百円と

五十万一千六百円)

当該額)

七十八万九千円に改定率を乗
じて得た額(その額に五十円
未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、五十円以上
百円未満の端数が生じたとき
は、これを百円に切り上げる
ものとする。)に

旧厚生年金保険法第三十四条第一項 項第二号	千分の十	十八万円	千分の九・五	十八万円
旧厚生年金保険法第三十四条第一項 項第二号	千分の十	十八万円	千分の九・五	十八万円

旧厚生年金保険法第五十条第一項
第三号

五十万一千六百円に

七十八万九千円に改定率を乗
じて得た額(その額に五十円
未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、五十円以上
百円未満の端数が生じたとき
は、これを百円に切り上げる
ものとする。)に

旧厚生年金保険法第六十二条の二 第一項第一号	千分の十	十八万円	千分の九・五	十八万円
旧厚生年金保険法第六十二条の二 第一項第一号	千分の十	十八万円	千分の九・五	十八万円
旧厚生年金保険法第六十二条の二 第一項第一号	千分の十	十八万円	千分の九・五	十八万円

旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	旧交渉法第二十五条の二	九万八千四百円	は、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	改正前の法律第九十二号附則第三条第二項	五十万一千六百円に	(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十八万円	五十万一千六百円	五十万一千六百円(当該額)	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	二十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	二十二万四千七百円	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

旧船員保険法第三十五条第一項	旧船員保険法第三十六条第一項	三十六万九千円トス	三十六万九千円トス	当該額トス	ハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円二切上グルモノトス)ヲ	当該額トス	ハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円二切上グルモノトス)ヲ
旧船員保険法第四十一条第一項及 び第五十条ノ二第三項	旧船員保険法第四十一条第一項及 び第五十条ノ二第三項	十八万円	七十五分ノ一	千五百分ノ十九	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)ニ

旧船員保険法第四十一条第一項及 び第五十条ノ二第三項	旧船員保険法第四十一条第一項及 び第五十条ノ二第三項	五十五万千六百円トス	五十五万千六百円トス	当該額トス	七十八万九百円ニ改定率(ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)ニ	七十八万九百円ニ改定率(ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)ニ	七十八万九百円ニ改定率(ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)ニ
百分ノ百二十	百分ノ百二十	五十五万千六百円トス	五十五万千六百円トス	当該額トス	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)

旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第二号口	六万五千五百円	九万五千五百九十九円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ 切捨テ五円以上十円未満ノ端 数アルトキハ之ヲ十円ニ切上 グルモノトス)				
旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第三号口	百分ノ三十	百分ノ五十七				
旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第三号ハ	十二万三千円	百分ノ六十	十八万三千百八十八円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ 切捨テ五円以上十円未満ノ端 数アルトキハ之ヲ十円ニ切上 グルモノトス)			
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第一項 第一号	十二万円	百分ノ五十七	十四万九千七百円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の三 及第二十七条の五ノ規定ノ適 用ナカリシモノトシテ改定シ タル改定率トス以下此ノ号ニ 於テ同ジヲ乗ジテ得タル額 (其ノ額ニ五十円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ切捨テ五十円 以上百円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)			
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第一項 第二号	十二万円	百分ノ五十七	二十六万二千百円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五 十円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未満 ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ 切上グルモノトス)			
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第一項 第二号ハ	百分ノ三十	百分ノ五十七	十四万九千七百円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五 十円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未満 ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ 切上グルモノトス)			

旧船員保険法附則第六項		第六十四条		第八条の三第一項第二号	
旧船員保険法別表第三ノ一		第六十五条		給付基礎日額ノ算定ノ方法	
障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置	障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	六〇、〇〇〇円	二二四、七〇〇円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシニ改定シタル改定率トス以下此ノ表ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	第八条の四ニ於テ準用スル同法第八条の三第一項第二号	給付基礎日額ノ算定ノ方法
一・六月分	一・九月分	〇・九月分	一一〇、〇〇〇円	四四九、四〇〇円ニ改定率(乗ジテ得タル額其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	一・二月分
一四四、〇〇〇円	一・九月分	一・九月分	四四九、四〇〇円ニ改定率(乗ジテ得タル額其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	四四九、四〇〇円ニ改定率(乗ジテ得タル額其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	四四九、四〇〇円ニ改定率(乗ジテ得タル額其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)

二・二月分	二・七月分	旧交渉法第二十六条	改正前の法律第百五号附則第十六 条第三項	改正前 の法律 第百五号附則 第十六 条第四項第一号
二四、〇〇〇円	七四、九〇〇円ニ改定率ヲ乗 ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ 切捨テ五〇円以上一〇〇円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇 〇円ニ切上グルモノトス)	五十万千六百円に	五千五百十円 (五千五百六十円) 当該額)	三千五十三円に国民年金法第 二十七条に規定する改定率 (以下「改定率」という。)を 乗じて得た額その額に五十 銭未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十銭 以上一円未満の端数が生じた ときは、これを一円に切り上 げるものとする。)

附則第八十七條第四項中「第三十四 削る。	附則第八十七條第二項の次に次の二 行を加へる。	附則第八十一条の規定による改正前 の厚生年金保険法等の一部を改正す る法律(昭和四十六年法律第七 十二号)附則第十条
-------------------------	----------------------------	---

政令で定める額(その額が十万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)

合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。」と読み替えるものとする。
附則第五十八条第二項中「第十一條の三第四項」を「第十一條の三第三項」に改める。
附則第五十九條第二項第一号中「四百四十四」を「四百八十」に改める。
附則第六十一條第一項中「第四十六條第四項」を「第四十六條第六項」に改める。
附則第六十二條第一項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「同條第二項」を「同條第四項」に改め、同條第二項中「第十三條の二第三項」を「第十三條の二第二項」に改める。
附則第七十八條第六項の表中「第四十六條第一項及び第二項」を「第四十六條第一項及び第四項」に改める。

附則第八十四条第三項第一号口及び第二号口中「平成十二年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「期間のうち同日」を「期間のうち同日から平成十七年四月一日までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号口の規定の例により計算した額と同日」に、「平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を「厚生年金保険法第二百三十二条第二項」に、「計算した額と合算した」を「計算した額(同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者

四

に支給するものの額に相当する額を除く。)とを合算した」に改め、同項第三号中「平成十二年四月一日」を「平成十七年四月一日」に、「附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算し八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算し八十二条第二項の規定により計算した額(同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。)」に改める。

第十六条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十五条(見出しを含む。)中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のようにより改正する。

附則第十一條第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「ものに限る。」の下に「並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金」に改め、「当該老齢年金及び通算老齢年金」の下に「並びに旧国民年金法による障害年金の受給権者(六十五歳に達している者に限る。)」が国民年金法による年金たる給付又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付(老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。)を受けることができる場合における当該障害年金」を加え、同条第六項中「附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又はを削り、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「が他の年金給付(付加年金を除く。)を受けることができる場合」とあるのは、「(その者が六十五歳に達していないものに限る。)が他の年金給付(付加年金を除く。)又は被用者年金各法による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金(その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。)、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)を除く。)を受けることができる場合」とする。

附則第二十条中「平成十八年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第五十六条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「退職共済年金」を「を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金)」に「退職共済年金」を「並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金)に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「付加年金」を「遺族基礎年金」に改め、「限る。」の下に「並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。」を加える。

「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第七十三条第一項後段を削り、同項に次の
のたゞし書を加える。

ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、
国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年
金法による障害年金の受給権を有するとき
(その支給を停止されているときを除く。)
は、その間、当該加算する額に相当する部分
の支給を停止する。

附則第七十三条第二項中「前項」を「第一項」に
改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次
に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、厚生年金保険法第
六十五条の規定を準用する。

附則第七十四条第六項中「新国民年金法」を
「国民年金法」に、「新厚生年金保険法」を「厚生
年金保険法」に改める。

第十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の
一部を次のように改正する。

附則第五条第九号中「同条第七項、同条第八
項」を「同条第九項、同条第十項」に改める。

第十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の
一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第六十条第一項後段」を
「第六十条第一項第一号たゞし書」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条第一項」
の下に、「第四十四条の三第四項」を加え、「第六
十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改
め、同条に次の二項を加える。

5 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計
算される者については、厚生年金保険法第四
十四条の三第四項中「これらの規定」とあるの
は、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭
和六十一年法律第三十四号)附則第五十九条第
二項の規定」とする。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第六項」
を「第四十六条第七項」に改める。

附則第六十二条第一項を次のように改める。

項に、「新法第百六十三条の二」を「同法第百六十三条の二」に改め、同条第三項及び第四項中「新法第百六十二条の三第五項」を「厚生年金保険法第百六十一条第五項」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 国民年金法の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは「四百四十四」とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは「四百五十六」とし、その者が昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるときは「四百六十八」を加える。

附則第十九条第一項に後段として次のようになる。

附則第十八條第三項 第十九條第三項及び第
五項並びに第二十条第三項及び第五項中「附則
第九条の二第二項第一号に規定する額」との下
に、「同項に定める額から」とあるのは「同号に
定める額(以下この条において「報酬比例部分の
額」という。)から」と、「第一百三十二条第二項と
あるのは「第一百三十二条第二項、国民年金法等
の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十
四号。以下「昭和六十一年改正法」という。)附則第
八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和
六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた昭和六十

「この規定によれば、同法第二十一条の規定によれば、金の受給権者は昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。」と読み替えるものとする。

附則第十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項後段の規定を準用する。

この場合において、第二項後段の規定を準用する。

附則第二十一条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する厚生年金

附則第二十一条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する厚生年金

「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金」

「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金」

第十九條第一項から第五項まで及び
第十八条、第十九条第一項から第五項まで及び

第十九條第一項から第五項まで及び
第十八条、第十九条第一項から第五項まで及び

び同法附則第九条の規定によりその額が計算さ
ら第五項まで又は前条第一項から第五項まで及

び同法附則第九条の規定によりその額が計算さ
ら第五項まで又は前条第一項から第五項まで及

れているものに限る。」に、「である日」を「前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険

れているものに限る。」に、「である日」を「前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険

者の資格を有する者に限る。)である日又は同注第四十六条第一項に規定する政令で定める日

者の資格を有する者に限る。)である日又は同注第四十六条第一項に規定する政令で定める日

(附則第二十三條第一項、第二十四條第三項及
第四十六條第一項)並定之。」

(附則第二十三條第一項、第二十四條第三項及
第四十六條第一項)並定之。」

ひ第四項並ひに第二十六條第一項第三項等八項、第十一項及び第十三項において「被保険

ひ第四項並ひに第二十六條第一項第三項等八項、第十一項及び第十三項において「被保険者

者である日」という。)に、「総報酬月額相当額を「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準

者である日」という。)に、「総報酬月額相当額を「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準

賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)に、「基本月額」を「老齢厚生年金の額(附則第八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)に、「二十八万円」を「同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額(以下この項において「支給停止調整開始額」という。)に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二」を乗じて得た額との合計額を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額」に改め、同項第一号中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「厚生年金保険法附則第十一条第三項に規定する支給停止調整変更額(次号から第四号まで

後」に「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に改め、同条第一項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項に、「をいう。以下この号に」として同じ。)に、附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。)の百分の二十に相当する額を加えた額(「をいい、当該に、「代行部分の総額の百分の八十に相当する額」を「附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。)に改める。

において「支給停止調整変更額」という。」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「八十万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「第一項中」を「同項中」に、「及び老齢厚生年金」を「と老齢厚生年金」に、「この条を「この項」に、「の額の百分の二十」を「の額以上に、「次項において同じ。」の百分の二十」を「以上」に改め、「前項中」「老齢厚生年金の額に」及び「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十二条中「第三項中」を「第一項中」に改める。

附則第二十三条第一項中「改正後」を「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号。以下この項において「平成十六年改正法」という。)第八条の規定による改正

附則第二十六条第一項中「同条第二項」を「同条第一項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第三項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十二条第一項」に改め、同条第四項中「附則第二十二条第一項」を「同条第三項」を「同条第一項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第三項中「附則第二十一条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「附則第二十二条第一項」を「同条第二項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、「の百分の八十に相当する額」を「を加えた額」に改め、「得た額」の下に「を加えた額」を加える。

項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項各号に規定する者であつて、厚生年

金保険法第四十四条の三第一項の規定による

申出をしたものに基金が支給する老齢年金給

付については、第一項(第二項)の規定によ

り、附則第九条第一項の規定によりなおその

効力を有するものとされた第十三条の規定に

よる改正前の昭和六十年改正法附則第八十二

条第二項の規定が読み替えて適用される場合

を含む。(中)合算した額」とあるのは、「合算

した額に政令で定める額を加算した額」とす

る。

6 前条第四項の規定にかかわらず、附則第九

条第一項に規定する者について、厚生年金保

険法第百三十三条规定並びに第百三十三条规定の二第

二項及び第三項の規定を適用する場合においては、同法第百三十三条规定中「前条第四項」とあ

るの「国民年金法等の一部を改正する法律

(平成十二年法律第十八号)。以下「平成十二年

改正法」という。附則第九条第四項の規定により読み替えた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二

年改正法第四条の規定による改正前の前条第

二項に規定する額若しくは平成十二年改正法

第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三

十四号)。次条において「昭和六十年改正法」という。附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えた同条第一項」と、同法第百三十三条の二第二項中「第百三十二条规定」とあるのは「平成十二年改正法附則第九条第四項の規定により読み替えた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条规定による改正前の昭和六十年改正法附則第八

十二条第一項に規定する額又は平成十二年改

正法附則第二十四条第五項の規定により読み

替えられた同条第一項」と、同条第三項中「第

百三十二条第四項」とあるのは平成十二年改

正法附則第二十三条第一項第一

条第二十一条第一項第一

条第二十二条第一項第一

条第二十三条第一項第一

条第二十四条第一項第一

条第二十五条第一項第一

条第二十六条第一項第一

条第二十七条第一項第一

条第二十八条第一項第一

条第二十九条第一項第一

条第三十条第一項第一

条第三十一条第一項第一

条第三十二条第一項第一

条第三十三条第一項第一

条第三十四条第一項第一

条第三十五条第一項第一

条第三十六条第一項第一

条第三十七条第一項第一

条第三十八条第一項第一

条第三十九条第一項第一

条第四十条第一項第一

条第四十一条第一項第一

条第四十二条第一項第一

条第四十三条第一項第一

条第四十四条第一項第一

条第四十五条第一項第一

条第四十六条第一項第一

条第四十七条第一項第一

条第四十八条第一項第一

条第五項の表中

附則第二十条第一項

合算額

合算額に百十分の百を乗じて得た額

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

七万七千円	(四百円)	二十三万三千二百円より	六十万三千二百円より	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
七万四千九百円	(四百円)	六十万三千二百円より	六十万三千二百円を当該額を	国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)より
六十九条	第十四条	六十三万三千二百円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第十二条	第十五条	六十九条	六十三万三千二百円	六十九条
二项	第十五项	第十二条	六十九条	六十九条
共済改正法附則第十五项第一号及び第二项	廢止前農林共済法附則第九条第一項第一号	廢止前農林共済法第四十八条	廢止前農林共済法第四十三条第二項	廢止前農林共済法第四十二条
一千六百七十六円	一千六百七十六円	六十万三千二百円	二十三万三千二百円	六十九万三千二百円
共済改正法附則第十五项第一号及び第二项	廢止前農林共済法附則第九条第一項第一号	廢止前農林共済法第四十二条	廢止前農林共済法第四十三条第二項	廢止前農林共済法第四十八条
一千六百二十八円	一千六百二十八円	一千六百二十八円	一千六百二十八円	一千六百二十八円

廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第二十 六条第一号	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第二十 六条第一号	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第十五 条第四項	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第十五 条第五項	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第十五 条第五項	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第十五 条第三項	廃止前昭和六十年農林 共済改正法附則第十五 条第三項
額 (新国民年金法第 十六条の二の規定に よる年金の額の改定 の措置が講ぜられた ときは、当該改定後 の額)	額	三千百四十三円	一千六百七十六円	三千百四十三円	一千六百一十八円に改定率を乗じて得た額(その 額に五十銭未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生 じたときは、これを一円に切り上げるものと する。)	一千六百一十八円に改定率を乗じて得た額(その 額に五十銭未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生 じたときは、これを一円に切り上げるものと する。)
額 (新国民年金法第 十六条の二の規定に よる年金の額の改定 の措置が講ぜられた ときは、当該改定後 の額)	額	三千五百三十三円に改定率を乗じて得た額(そ の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生 じたときは、これを一円に切り上げるものと する。)	一千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(そ の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生 じたときは、これを一円に切り上げるものと する。)	一千六百四十三円	一千六百七十六円	三千五百三十三円に改定率を乗じて得た額(そ の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生 じたときは、これを一円に切り上げるものと する。)

廃止前昭和六十年農林
共済改正法附則別表第
四

三万四千三百円

三万三千一百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下の表において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

六万八千三百円

六万六千三百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

十万一千五百円

九万九千五百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

十三万六千六百円

十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

十七万七百円

十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

三十万一千五百円

三十万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

附則第三十条第一項中「除して得た額」の下に「に○・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第二項中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

附則第三十一条第四項第一号中「控除した額」とし」を「控除した額とする。」に○・九七一(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、

の規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定したに改める。

附則第三十二条第五項第一号中「通算退職年金の額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を乗じて得た額」とする。」に改める。

附則第三十六条第五項第一号中「額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

附則第三十六条第五項第一号中「額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

附則第三十六条第五項第一号中「額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めることにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十八条第二項中「得た額」の下に「に○・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第三項第一号中「額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

附則第三十九条第三項第一号中「の額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

附則第三十九条第三項第一号中「の額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めることにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十九条第三項第一号中「の額」の下に「に○・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率)を基準として政令で定めるところにより算定した額」とする。」に改める。

び第九十三条の二第二項第一号において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に残る。

余財産の連合会への移換を申し出ることがで

きる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関

等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとす

る。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移

換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対する遺族給付金の支給を行うものとする。

4 第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、連合会が支給する前項の遺族給付金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する第五十一条第一項の規定にかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る第四十八条各号に掲げる者とし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条中「給付対象者」とあるのは、「第一項の規定による終了制度加入者等」とする。

7 第九十五条の三第四項及び第五項の規定

は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九十五条の五第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第九十五条の五第三項」と、「老齢給付金又は遺族

給付金」とあるのは「遺族給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 第九十五条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する第九十五条の三第五項の規定による通知について準用する。

(裁定)

第九十五条の六 連合会が支給する給付を受けれる権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。(準用規定)

第九十五条の七 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は連合会が支給する第九十五条の二第二項、第三項、第三十九条の三第三項及び第九十五条の四第三項の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十五条第二項及び第五十四条の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条、第六十三条、第六十七条並びに第六十八条の規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第七十二条の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に係る措置に関する事項は、政令で定める。

2 連合会は、厚生年金保険法及び前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 第九十五条の四第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行なうこと。

2 連合会は、厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という。)を除く。)の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

3 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第一百七条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行ななければならない。

4 前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする)。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。)が第三項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等へ当該確定給付企業年

「連合会」を加え、同条の次に次の三条を加え る。

(連合会の業務の特例)

第九十五条の二 連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行なうものとする。

一 第九十五条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十五条の三第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

3 連合会は、厚生年金基金は、その設立事業所(政令で定める場合には、設立事業所の一部。以下この項において同じ。)が確定された老齢給付金又は遺族給付金の支給を行なうものとする。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務の移転を承継する場合は、当該厚生年金保険法第百八十八条及び第九十九条中「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

5 第百十条の次に次の二条を加える。

(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支

給に関する権利義務の確定給付企業年金への支

金が基金型企業年金である場合に限る。)が第三項の認可の申請を行う場合について準用する。

6 第三項の規定により権利義務が移転された当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者は、厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員とみなす。この場合において、同法第百五十九条第四項第一号、第一百六十一条第四項から第八項まで及び第一百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九条第一項及び第一百六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同法第一百五十九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する第一百六十一条第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第百六十一条第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行ったとき」と、「第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「現価相当額と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行つた基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行つた」とする。

第一百十一条第一項中「厚生年金保険法第百十三条第一項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という。)」を「厚生年金代行給付に改め、同条第三項中「第一百六十一条の三」を「第一百六十一条」に、「第一百六十一条の四」を「第一百六十一条」に改める。

第一百十三条第一項中「第一百六十一条の三第一項」を「第一百六十一条第一項」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改める。

第一百十五条第一項中「第一百十一条第二項又は」を「第一百十条の二(第三項、第一百十一条第二項又は)に改め、「遺族給付金」の下に「第一百十条の三」に改め、「厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に

二第三項の承認若しくは認可を受けた日、」を加える。

第一百十五条の次に次の四条を加える。

(確定給付企業年金から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第一百十五条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約に規定する脱退一時金をいう。第四項において「脱退一時金相当額」という。の移換を受け

おいて、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められており、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第六百五十五条の五 中途脱退者等は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において老齢給付金の支給を申し出しができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の移換を申し出ることができる。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第六百五十五条の四 連合会が第九十一条の二第三項又は第九十二条の三第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負つてゐる者(以下「中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連

規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金(同条第五項に規定する脱退一時金をいう。第四項において「脱退一時金相当額」という。)の移換を受け

おいて、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を受けたときは、当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第六百五十五条の三 厚生年金基金の中途脱退者(厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に

第一号に規定する育児休業、同法第二百一十三条
第一項の育児休業の制度に準ずる措置による
休業又は政令で定める法令に基づく育児休業
(以下「育児休業等」という。)を終了した被保
険者が、当該育児休業等を終了した日(以下
この条において「育児休業等終了日」という。)
において当該育児休業等に係る三歳に満たな
い子を養育する場合において、その使用され
る事業所の事業主を経由して厚生労働省令で
定めることにより保険者に申出をしたとき
は、第四十一条の規定にかかわらず、育児休
業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育
児休業等終了日の翌日において使用される事
業所で継続して使用された期間に限るものと
し、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二
十日未満である月があるときは、その月を除
く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で
除して得た額を報酬月額として、標準報酬月
額を改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月
額は、育児休業等終了日の翌日から起算して
二月を経過した日の属する月の翌月からその
年の八月(当該翌月が七月から十一月までの
いずれかの月である場合は、翌年の八月)ま
での各月の標準報酬月額とする。

第四十四条第一項中「若しくは第四十二条第
一項」を、「第四十二条第一項若しくは前条第一
項に改め、「第四十二条第一項」の下に「、第
四十三条第一項」を加え、同条第三項中「、第四
十二条第一項」の下に「、第四十三条第一項」を
加える。

第八十六条第一項第一号中「第十三項」を「第
十二項」に改める。

第一百八十八条第一項中「保険給付」の下に「(傷病
手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生
労働省令で定める場合に限る。)」を加える。

第一百二十六条第三項中「前条」を「第三条第二
項ただし書」に改める。

又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づく育児休業を「育児休業等」に、「由出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が」を「育児休業等が」に改め、「(その)日が当該育児休業に係る子が一歳六ヶ月に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳六ヶ月に達する日」を削る。

第二百三十三条の次に次の二条を加える。

第二百三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七条）第二百四十二条の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百四十四条の二の代表者を「（法人でない）社団又は財団で代表者は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない）社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない）社団等の管理人を含む。」に改め、「業務」の下に「又は財産」を、「第二百八条」の下に「又は前条を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

(第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十三条の二第一項中「二十日」を「十七日」に改め。)
(船員保険法の一部改正)
第五十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十
三号)の一部を次のように改正する。
第四条ノ三第二項中「第四条ノ一第二項」を
「第四条ノ三第二項」に改め、同条を第四条ノ五
とし、第四条ノ三を第四条ノ四とする。
第四条ノ一第一項第一号中「又ハ報酬」を
「報酬」に改め、「アリタル日」の下に、「育児
休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務
条件ニ変更アリタル日」を加え、同項第二号中
「取得シタル日」の下に、「育児休業等終了日ノ
翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリ
タル日」を加え、同項第三号中「又ハ報酬」を
「報酬」に改め、「アリタル日」の下に、「育児
休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務
条件ニ変更アリタル日」を加え、同条を第四条
ノ三とし、第四条の次に次の一条を加える。
第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護
休業等育児又は家族介護を行つ労働者の福祉
に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二
条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二
三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ
依ル休業(以下育児休業等ト称ス)ヲ終了シタ
ル被保険者(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保
險者ヲ除ク)ガ当該育児休業等ヲ終了シタル
日(以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等
終了日ト称ス)ニ於テ当該育児休業等ニ係ル
三歳ニ満タザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ
使用セラルル船舶所有者ヲ経由シテ厚生労働
省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ
申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項
ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日ノ属ス
ル月ノ翌月(育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ

初日ナルトキハ其ノ月ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス
前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月(其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス
第五十三条第一項ただし書中「除ク」の下に「モノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル」ヲ除クモノトス」を加える。
第五十九条ノ四中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成二年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業」を「育児休業等」に、「命令」を「厚生労働省令」に、「申出アリタル」を「其ノ育児休業等ヲ開始シタル」に、「当該育児休業」を「其ノ育児休業等」に改める。
第六十九条ノ三を次のように改める。
第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)第一百四十一一条ノ規定ニ依ル徵収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽りノ陳述ヲ為シタル者
二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徵收法第百四十一一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ當該検査ニ関シ偽りノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者
第七十条中「ノ代表者」を「法人ニ非ザル社團又ハ財团ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ以下本条ニ於テ人格ナキ社團等ト称ス)ヲ含ム

者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第四条 政府は、第八条の規定の施行後適当な時期において、第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第百七十八条の二の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法の作成に関する経過措置

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項及び第七十七条第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第三項の規定による再計算を第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。(国民年金法による年金たる給付等の額に関する経過措置)

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年を百円に切り上げるものとする。)

第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条

八十万四千二百円

法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」といふ。附則第三十二条第一項に規定する年金たる額について、なお従前の例による。

(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)

第七条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(以下この条の規定による改正後の国民年金法等の規定)により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」といふ。)により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一項の規定による改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等のかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替えは、政令で定める。

第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条第一項及び第三十八条第一項及び第三十九条の二第一項及び第三十二条第一項	八十万四千二百円
第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条第一項及び第三十九条の二第一項及び第三十二条第一項	七万七千百円
二十三万三千四百円	二十三万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
二十三万三千四百円	二十三万三千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げ

² 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第三十一条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとさ

昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項		合算した額
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十八条条及び第四十三条	八十万四千二百円
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	八十万四千二百円	八十万四千二百円
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	七万七千百円	七万七千百円
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	二十三万千四百円	二十三万千四百円
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条の二第一項	二十三万千四百円	二十三万千四百円

れた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項	昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号	四十一万一千円	四十一万一千円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十一年改正法附則第九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律昭和四十四年法律第八十六号、附則第十六条	昭和六十一年改正法附則第一百九条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号	四十一万五千八百円	四十一万五千八百円に○・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年の)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十一年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。)附則第二十条第一項	四十一万五千八百円	四十一万五千八百円に○・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年の)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	四十一万一千円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

項中「四百八十」とあるのは、「四百八十(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数)」と読み替えるものとする。

(基礎年金の国庫負担割合の引上げ)

第十五条 基礎年金については、平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

第十六条 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいづれかの年度を定めるものとする。

前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「平成二十一年度までの間のいづれかの年度」とあるのは、「平成二十一年三月までの間のいづれかの月」と読み替えるものとする。

(老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金を除く。又は被用者年金各法による年金たる給付(老齢又は退職を支給事由とするものを除く。)の受給権を有する者については、適用しない。

(平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定に関する経過措置)

第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における第二条の規定による改正後の国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定については、同条第五項第一号に掲げる率を一とみなし、同項の規定を適用する。

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいづれかに該当するものがあつたときは、社会保険庁長官は、当該被保

する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。以下この条において同じ。)であつて次の各号のいづれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保

険者期間のうちその指定する期間(第二条の規

定による改正後の国民年金法第九十条第一項若

しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受け

る期間又は同法第九十条第一項に規定する学生

等以下「学生等」という。)である期間若しくは

学生等であった期間を除く。)に係る国民年金の

保険料については、国民年金法第八十八条第一

項の規定にかかるわらず、既に納付されたもの及

び同法第九十三条第一項の規定により前納され

たものを除き、これを納付することを要しない

ものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に

係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料

全額免除期間(同法第九十四条第一項の規定に

より追納が行われた場合にあつては、当該追納

に係る期間を除く。)に算入することができる。

ただし、配偶者が次の各号のいづれにも該当し

ないときは、この限りでない。

当該保険料を納付することを要しないもの

とすべき月の属する年の前年の所得(一月か

ら厚生労働省令で定める月までの月分の保険

料については、前々年の所得とする。)が、そ

の者の所得税法に規定する控除対象配偶者及

び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定

める額以下であるとき。

第四条の規定による改正後の国民年金法第

九十条第一項第二号から第四号までに該当す

るとき。

第二条の規定による改正後の国民年金法第

九十条第一項第二号から第四号までに該当す

るとき。

国民年金の保険料を納付することが著しく

困難である場合として天災その他の厚生労働

省令で定める事由があるとき。

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいづれかに該当するものがあつたときは、社会保険庁長官は、当該被保

れた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保

険料とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。

6 第一項第一号及び第二項第一号に規定する所定の範囲及びその額の計算方法は、政令で定め適用しない。

(第三号被保険者の届出の経過措置)

第二十条 第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第二項の規定は、平成十七年四月一日前の期間については、適用しない。

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(同法附則第七条の一の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、社会保険庁長官に届出をすることができる。

2 前項の規定により届出が行われたときは、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第一項の規定にかかるわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期

間に算入する。

3 第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらが第一項の規定による届出を行い、前項の規定により納付することを要しないものとさ

れた保険料については、国民年金法による老齢基礎年金又は昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給することを要しないものとされた者及びこれらが第一項の規定による届出を行い、前項の規定により納付することを要しないものとさ

規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

4 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

(任意加入被保険者の資格の喪失に関する経過措置)

第二十一条 平成十七年三月三十一日において国民年金法附則第五条第一項の規定の適用を受けた被保険者であつた者が、同年四月一日において第二条の規定による改正後の国民年金法附則第五条第五項第四号の規定に該当するときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月一日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者は、昭和三十年四月一日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。(が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないとき

は、同項の申出があつたものとみなす。)

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日(前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日)に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該

一 死亡したとき。

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を得たとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 前項の申出が受け取られたとき。

六 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該

一 死亡したとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた

日に更に国民年金の被保険者の資格を取得した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないとき

ときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後保険料を納付することなく一年間が経過したとき。

4 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五までの規定を適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該

一 死亡したとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた

日に更に国民年金の被保険者の資格を取得した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないとき

金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という)附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置)

9 第一項の規定については、同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置

12 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該

一 死亡したとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた

日に更に国民年金の被保険者の資格を取得した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないとき

第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四
条第二項

二十三万十四百円

二十三万十四百円に○・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。(以下同じ。)を乗じて得た額

第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号

三万四千百円

三万四千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第六十条第二項

三万四千百円

三万四千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第三項及び第六十二条第一項	六十万三千二百円	七万七千百円	七万七千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第三項及び第六十二条第一項	二十三万一千四百円	二十三万一千四百円	二十三万一千四百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第三項及び第六十二条第一項	合算した額	乗じて得た額	合算した額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第三項及び第六十二条第一項	合算した額に○・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八(この規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率は、当該改定後の率)にその低下した比率	合算した額に○・九八八を乗じて得た額	合算した額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一	一・〇三一を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一	一・〇三一を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第二十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項

規定する年金たる保険給付については、十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項(以下この項において「改正後の附則第七十八条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項(次項において「改正前の附則第七十八条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定による計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条 第一項	乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条 第二項	乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条 第三項	乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条 第四項	乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条 第五項	乗じて得た額

昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法、昭和二十九年法律第二百七十七条。以下「旧交渉法」とい	八十万四千二百円	二十六万九千九百円	十五万四千二百円	八十万四千二百円	七万七千百円
二十三万四千四百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の	八十万四千二百円に○・九八八(総務省において作成する年平均消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この年の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその四月以後、○・九八八(この号の規定による率の改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額	二十六万九千九百円に○・九八八(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	八十万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	七万七千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

平成十六年五月十三日

改正前の法律第九十二号 附則第三条第三項	二十三万三千四百円	八十万四千三百円 附則第三条第二項
七万七千百円		八十万四千二百円に○・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
七万七千百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）	二十三万三千四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）	八十万四千二百円に○・九八八（その低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

四十六万三千八百円	四十六万二千八百円二〇・九八八 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十五 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨 テ五十円以上百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)	二十三万一千四百円 乗ジテ得タル額ニ〇・九八八ヲ乘 ジテ得タル額	二十三万一千四百円ニ〇・九八八 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十五 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨 テ五十円以上百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)	五十六万五千七百四十円トス ○・九八八(総務省ニ於テ作成ス ル年平均ノ全国消費者物価指数 (以下「物価指数」ト称ス)ガ平成十 五年此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改 定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該 改定ガ行ハレタル年ノ前年)ノ物 価指数ヲ下ルニ至リタル場合ニ於 テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九 八八(此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改 定ガ行ハレタルトキハ當該改定後 ノ率ニ其ノ低下シタル比率ヲ乘 ジテ得タル率ヲ基準トシテ政令ヲ 以テ定ムル率トス以下之ニ同ジ) ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第三十六条 第一項及び第四十一条ノ 二第一項	旧船員保険法第三十五条 第二号	乗ジテ得タル額	昭和六十年改正法第五条 の規定による改正前の船 員保険法(以下「旧船員保 険法」という。)第三十五 条第一号	五十六万五千七百四十円トス 五百六十万五千七百四十円トス(次 の規定による改正前の船 員保険法(以下「旧船員保 険法」という。)第三十五 条第一号)
四十六万三千八百円	二十三万一千四百円 乗ジテ得タル額	二十三万一千四百円 乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十五 円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨 テ五十円以上百円未満ノ端数アルト キハ之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)	昭和六十年改正法第五条 の規定による改正前の船 員保険法(以下「旧船員保 険法」という。)第三十五 条第一号	五百六十万五千七百四十円トス 五百六十万五千七百四十円トス(次 の規定による改正前の船 員保険法(以下「旧船員保 険法」という。)第三十五 条第一号)

旧船員保険法別表第三ノ二	八十万四千二百円	七万七千百円	トキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第五十一条ノ二第一項及び第五十条ノ二第二項並びに第五十二条ノ三ノ二	八十万四千二百円	七万七千百円	トキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号イ及びハ並びに第五十二条ノ三ノ三	相当スル額	相当スル額	得タル額	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)
旧船員保険法第五十条ノ二第二項	相当スル金額	相当スル金額	得タル額	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)	相当スル額ニ〇・九八八ヲ乗ジテス)
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二	十五万四千二百九十九円	十五万四千二百九十九円	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
二三三一、四〇〇円	二十六万九千九百円	十五万四千二百九十九円	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
二三一、四〇〇円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ)	二十六万九千九百円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ)	十五万四千二百九十九円	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)

旧交渉法第二十六条	相当スル金額	七七、一〇〇円	五三九、九〇〇円	四六二、八〇〇円
八十万四千二百円	相当スル金額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額	七七、一〇〇円ニ・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	五三九、九〇〇円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	四六二、八〇〇円ニ〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)
(総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数(以下「物価指數」と称ス)ガ平成十五年(此ノ条规定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年)ノ物価指數ヲ下ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八(此ノ条规定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルキハ當該改定後ノ率)ニ其ノ低下シタル比率ヲ乗ジテ得タル率ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上ダルモノトス)	八十万四千二百円ニ・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	八十万四千二百円ニ・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	八十万四千二百円ニ・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)	八十万四千二百円ニ・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨て五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上ダルモノトス)

（平成十七年度から平成二十一年度までにおける

第七条の規定による改正後の厚生年金保険

昭和六十年改正法附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百五号)附則第十六条第三項

乗じて得た額

昭和六十年改正法附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十六条第三項

乗じて得た額

乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つて場合においては、その翌年

(平成十七年度から平成二十六年度にかけて)
再評価率の改定等に関する経過措置)

第三十条 平成十七年度及び平成十八年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五までの規定の適用については、同法第四十三条の二第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

平成十九年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

平成二十年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月

第三十二条 厚生年金保険法に

法第四十三条第一項又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一條第一項の規定により計算した額(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指數

二 附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指數

受給権者のうち、当該年度において、前項第

第三十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回する区分(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいふ。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。)又は従前額改定率(第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。)その他政令で定める率(以下この条において「再評価率等」という。)の改定又は設定においては、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定(これららの規定を同法附則第十七条の二第六項において準用し、又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)は、適用しない。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)

第三十二条 平成十六年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

国庫は、平成十六年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金

保険法第八十条第一項に規定する額のほか、二百六十六億二千八百五十七万六十円を負担する。

3 平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)

第三十三条 この法律の施行の日(以下この条に

施行日の属する月から平成十七年八月までの月分

千分の百五十二・〇八

平成十七年九月から平成十八年八月までの月分

千分の百五十四・五六

平成十八年九月から平成十九年八月までの月分

千分の百五十七・〇四

平成十九年九月から平成二十一年八月までの月分

千分の百五十九・五二

平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分

千分の百六十二・〇〇

平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分

千分の百六十四・四八

平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分

千分の百六十六・九六

平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分

千分の百六十九・四四

平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分

千分の百七十一・九二

平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分

千分の百七十四・四〇

平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分

千分の百七十六・八八

平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分

千分の百七十九・三六

(育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に関する経過措置)

第三十四条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する

育児休業等(附則第三十七条第二項において「育児休業等」という。)について適用する。
(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標

において「施行日」という。)の属する月から平成二十九年八月までの月分の昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第七

一条第四項の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率厚生年金保険法第八十

条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第二項第一号の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二、第一百三十九条第七項若しくは第八項の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率厚生年金基金の加入員であ

る被保険者にあっては、当該率から厚生年金保険法による改正後の厚生年金保険法第八十一条第二項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十

と

月一日までの間に生まれた者であるときは四百

四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から

昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であ

るときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)

2 第十五条の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは四百二十とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百三十二とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)とする。

第三十八条 平成十七年四月前の被保険者期間の間に係る厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

第三十九条 厚生年金基金連合会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時において、企業年金連合会となるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に企業年金連合会という名称を使用している者については、第九条の規定によ

る改正後の厚生年金保険法第一百五十二条第二項

の規定は、同日以後六ヶ月間は、適用しない。

(事業主の届出に関する経過措置)

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同

条に規定する七十歳以上の使用される者(昭和

十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)につ

いては、同条に規定する事項を社会保険庁長官

に届け出ることを要しない。

(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第四十二条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、平成十九年四月一日以前において同法第四十二条の規定によ

る老齢厚生年金の受給権を有する者について

は、適用しない。

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第三十六条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第九条の二第一項第一号(同法附

則第三十七条第一項第一号)に規定する

被保険者(平成十七年四月一日前に第八条の規

定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の二又は第百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

例による。

(育児休業等期間中の被保険者及び加入員の特

例に関する経過措置)

第三十七条 平成十七年四月一日前に第八条の規

定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の

規定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の二又は第百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

例による。

(育児休業等を開始した際の標準報酬月額の改定に関する経過措置)

廢止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第下欄		廢止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第四の下欄		廢止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第下欄	
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十四号)附則第四条第一項第二号					
乗じて得た額	三万四千百円	乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額	三万四千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額	三万四千百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
乗じて得た額	六万八千三百円	乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	六万八千三百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額	六万八千三百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
乗じて得た額	十三万六千六百円	乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
乗じて得た額	十七万七百円	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第五十三条 移行農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項（以下この項において「改正後の附則第十六条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十二条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効

力を有するものとし、改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれら給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第五項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指教」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指教を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定め率とする。以下同じ)を乗じて得た額

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 第四十九条の規定による改正後の健

康保険法第四十三条の二の規定は、平成十七年

四月一日以後に終了した同条第一項に規定する

育児休業等(第三項において「育児休業等」とい

う。)について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第四十九条の規定に

よる改正前の健康保険法第一百五十九条の規定に

基づく申出をした者については、なお従前の例

による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始し

た者(平成十七年四月一日前に第四十九条の規

定による改正前の健康保険法第一百五十九条の規

定に基づく申出をした者を除く。)については、

その育児休業等を開始した日を平成十七年四月

一日とみなして、第四十九条の規定による改正

後の健康保険法第一百五十九条の規定を適用す

る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 第五十一条の規定による改正後の船

員保険法第四条ノ一の規定は、平成十七年四月

一日以後に終了した同条第一項に規定する育児

休業等(第三項において「育児休業等」という。)

について適用する。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始し

た者(平成十七年四月一日前に第五十一条の規

定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規

定に基づく申出をした者を除く。)について

は、その育児休業等を開始した日を平成十七年

四月一日とみなして、第五十一条の規定による

改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定を適

用する。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部

改正)

第五十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会

法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次の

よう改訂する。

第三条第二号中「厚生年金基金連合会」を「企

業年金連合会」に改め、「した処分」の下に「(企

業年金連合会がした処分にあつては 厚生年金

保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一

項において同じ。」を加える。

第九条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企

業年金連合会」に改める。

第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」を

「企業年金連合会」に、「行なう」を「行う」に改

る。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部

改正)

第六十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法

(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項中「第四条ノ一第一項第四号」

を「第四条ノ三第一項第四号」に改める。

第十六条第一項中「第八条第二項」を「第七条

の三第一項第三号」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一改

正)

第六十一条 健康保険法等の一部を改正する法律

(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第十条第二項中「第四条ノ四第一項」を

「第四条ノ五第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部

改正)

第六十二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保

及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部

改正)

第六十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保

ノ三若しくは第七十条第一項に、「第一百四条

を「第一百三条の二、第一百四条第一項」に改め、

「同法第二条第一項」の下に「若しくは第一百三

条の二」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第六十三条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四

十号)の一部を次のように改訂する。

第十三条第二号中「若しくは第二百四十四条」を

「第二百三十三条の二若しくは第一百四十四条第

一項」に「若しくは第七十条を「、第六十九条

ノ三若しくは第七十条第一項に、「第百四条」

を「第一百三条の二、第一百四条第一項」に改め、

「同法第二条第一項」の下に「若しくは第一百三

条の二」を加える。

(日本郵政公社法の一部改正)

第六十四条 日本郵政公社法(平成十四年法律第

九十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第二項第十二号の次に次の一号を加

える。

十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国

民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)

第百二十七条第一項の申出の受理に関する

業務を行うこと。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平

成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように

改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「所得税法の一部改正」

第六十七条 所得税法の一部を次のように改訂す

る。

第三十二条 所得税法の一部を次のように改訂す

る。

第六十八条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四

号)の一部を次のように改訂する。

に改訂する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第

三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「か

ら第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改訂する。

(平成十六年度における国民年金法による年金

の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂)

第六十六条 平成十六年度における国民年金法に

よる年金の額等の改定の特例に関する法律(平

成十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改訂する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法に

よる手当の額等の改定の特例に関する法

平成十六年度における国民年金法の項までの額等の改定の特例に関する法

に改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金の項の次に

次のように加える。

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金連合会

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

に改訂する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第

三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「か

ら第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改訂する。

(平成十六年度における国民年金法による年金

の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂)

第六十六条 平成十六年度における国民年金法に

よる年金の額等の改定の特例に関する法律(平

成十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改訂する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法に

よる手当の額等の改定の特例に関する法

平成十六年度における国民年金法の項までの額等の改定の特例に関する法

に改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に

次のように加える。

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金連合会

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

に改訂する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第

三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「か

ら第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改訂する。

(平成十六年度における国民年金法による年金

の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂)

第六十六条 平成十六年度における国民年金法に

よる年金の額等の改定の特例に関する法律(平

成十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改訂する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法に

よる手当の額等の改定の特例に関する法

平成十六年度における国民年金法の項までの額等の改定の特例に関する法

に改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に

次のように加える。

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金連合会

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

に改訂する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第

三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「か

ら第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改訂する。

(平成十六年度における国民年金法による年金

の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂)

第六十六条 平成十六年度における国民年金法に

よる年金の額等の改定の特例に関する法律(平

成十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改訂する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法に

よる手当の額等の改定の特例に関する法

平成十六年度における国民年金法の項までの額等の改定の特例に関する法

に改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に

次のように加える。

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金連合会

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金

に改訂する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第

三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「か

ら第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改訂する。

(平成十六年度における国民年金法による年金

の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂)

第六十六条 平成十六年度における国民年金法に

よる年金の額等の改定の特例に関する法律(平

成十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改訂する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法に

よる手当の額等の改定の特例に関する法

平成十六年度における国民年金法の項までの額等の改定の特例に関する法

に改訂する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に

次のように加える。

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金基金

厚生年金基金連合会

厚生年金基金

企業年金連合会

厚生年金保険法

別表第一第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	

厚生年金保険法

印紙税法の一都改正)

第六十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十

三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第三項第一号(連合会の業

務)に掲げる事業」を「同条第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定給付企業年金

法(平成十三年法律第五十号)第九十一条の六第

(登録免許税法の一都改正)

第七十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項の次に次のように加える。

金連合会

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の一 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の二 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の三 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の四 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の五 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の六 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の七 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の八 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の九 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の十 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の十一 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の十二 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

二の十三 企業年

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

別表第三第一号の表中

厚生年金基金

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

企業年金連合会

厚生年金基金連合会

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金基金連合会

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

別表第三第一号の表中

厚生年金基金連合会

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

別表第三第一号の表中

厚生年金基金連合会

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金保険法(昭和二十一年法律第百五十五号)

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(厚生労働省設置法の一都改正)

第七十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(管理運用法人の目的)

第三条 年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

(管理運用法人の目的)

第四条 管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 管理運用法人の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

(役員)

第二章 役員及び職員

(資本金)

第六条 管理運用法人の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

(役員)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

(2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

(目的)

第一条 この法律は、年金積立金管理運用独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）
第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む管理運用法人に係る通則法第二十九条第一号に規定する中期目標の期間（次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、一年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を営む者であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十条 管理運用法人の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、

同項中「前条」とあるのは、「前条及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二号）第九条」とする。

（役員等の注意義務）

第十一條 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関する一般に認められている専門的な知識に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならぬ。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（理事長及び理事の禁止行為）

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもつて、

1 次に掲げる行為を行つてはならない。
（運用委員会の組織）

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもつて組織する。

（委員）

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者の中から、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条 第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十二条第一項（第十

（秘密保持義務）

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十四条 管理運用法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（第三章 運用委員会）
（運用委員会の設置及び権限）

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

2 通則法第三十条第一項に規定する中期計画成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他

の管理運用業務の実施状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができると。

（業務の範囲）
第十八条 管理運用法人は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 年金積立金の管理及び運用を行うこと。
二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

（業務の委託）

第十九条 管理運用法人は、業務方法書で定めるところにより、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 第十一条及び第十二条の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

（中期計画の記載事項）

第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 年金積立金の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

三 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知識並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、

条において読み替えて適用する場合を含む。及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は」と読み替えるものとする。

（第四章 業務等）

2 第二十二条第一項の規定は、委員について準用する。

（第五章 法律の適用）

第二十三条 法律の適用は、本法の規定による。

（第六章 罰則）

第二十四条 罰則は、本法の規定による。

（第七章 附則）

第二十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第八章 附則）

第二十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第九章 附則）

第二十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第十章 附則）

第二十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第十一章 附則）

第二十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第十二章 附則）

第三十条 本法は、公布の日から施行する。

（第十三章 附則）

第三十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第十四章 附則）

第三十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第十五章 附則）

第三十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第十六章 附則）

第三十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第十七章 附則）

第三十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第十八章 附則）

第三十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第十九章 附則）

第三十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十章 附則）

第三十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十一章 附則）

第三十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十二章 附則）

第四十条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十三章 附則）

第四十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十四章 附則）

第四十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十五章 附則）

第四十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十六章 附則）

第四十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十七章 附則）

第四十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十八章 附則）

第四十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第二十九章 附則）

第四十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十章 附則）

第四十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十一章 附則）

第四十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十二章 附則）

第五十条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十三章 附則）

第五十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十四章 附則）

第五十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十五章 附則）

第五十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十六章 附則）

第五十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十七章 附則）

第五十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十八章 附則）

第五十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第三十九章 附則）

第五十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十章 附則）

第五十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十一章 附則）

第五十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十二章 附則）

第六十条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十三章 附則）

第六十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十四章 附則）

第六十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十五章 附則）

第六十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十六章 附則）

第六十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十七章 附則）

第六十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十八章 附則）

第六十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第四十九章 附則）

第六十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十章 附則）

第六十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十一章 附則）

第六十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十二章 附則）

第七十条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十三章 附則）

第七十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十四章 附則）

第七十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十五章 附則）

第七十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十六章 附則）

第七十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十七章 附則）

第七十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十八章 附則）

第七十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第五十九章 附則）

第七十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十章 附則）

第七十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十一章 附則）

第七十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十二章 附則）

第八十条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十三章 附則）

第八十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十四章 附則）

第八十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十五章 附則）

第八十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十六章 附則）

第八十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十七章 附則）

第八十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十八章 附則）

第八十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第六十九章 附則）

第八十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十章 附則）

第八十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十一章 附則）

第八十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十二章 附則）

第九十条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十三章 附則）

第九十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十四章 附則）

第九十二条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十五章 附則）

第九十三条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十六章 附則）

第九十四条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十七章 附則）

第九十五条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十八章 附則）

第九十六条 本法は、公布の日から施行する。

（第七十九章 附則）

第九十七条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十章 附則）

第九十八条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十一章 附則）

第九十九条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十二章 附則）

第一百条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十三章 附則）

第一百一条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十四章 附則）

第一百二条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十五章 附則）

第一百三条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十六章 附則）

第一百四条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十七章 附則）

第一百五条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十八章 附則）

第一百六条 本法は、公布の日から施行する。

（第八十九章 附則）

第一百七条 本法は、公布の日から施行する。

（第九十章 附則）

第一百八条 本法は、公布の日から施行する。

（第九十一章 附則）

第一百九条 本法は、公布の日から施行する。

（第九十二章 附則）

第一百十条 本法は、公布の日から施行する。

（第九十三章 附則）

第一百十一条 本法は、公布の日から施行する。

（第九十四章 附則）

年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するものでなければならない。

3 第一項第一号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。

4 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第一項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」とする。

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以「厚生年金積立金」という)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という)の運用は、次に掲げた方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(同法第二百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物(第六号において「標準物」という。)を含む。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買

二 預金又は貯金、厚生労働大臣が適当と認めて指定したものに限る。)

三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への信託。ただし、運用方法を特定するものにあっては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

口 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問)

業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第一条第三項に規定する者をいう。)との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結

四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第一号に規定する一号被保険者に限る。)を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他の政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券標準物を含む。)の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与

七 先物、外國為替(外國通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外國為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引(金融先物取引のをいう。)の売買

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外國通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与

九 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に

2 (年金積立金の管理及び運用に関する契約)

(年金積立金の管理及び運用に関する契約)

六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券標準物を含む。)の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与

七 先物、外國為替(外國通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外國為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引(金融先物取引のをいう。)の売買

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外國通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与

2 (区分経理)

第三十四条 管理運用法人は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 厚生年金積立金の管理に係る経理 厚生年金勘定

3 (金勘定)

三 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに第十八条に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

2 前項各号に定める勘定に係る業務上の余裕金の運用については、通則法第四十七条の規定にかかわらず、第三十二条の規定を準用する。

4 (利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 管理運用法人は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。

第二十三条 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員(以下この項において「役員等」という。)が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第五章 財務及び会計

第一項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。

4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

第六章 業務の概況の公表

に必要な資金に充てるべきものとして出資された額を除く。)は、その承継に際し政府から管理運用法人に第十八条に規定する管理運用法人の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、管理運用法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金勘定等に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により管理運用

法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

二 基金法第三十六条第一項第二号に定める国民年金勘定(以下この条において「旧国民年金勘定」という。) 厚生年金勘定

三 基金法第三十六条第一項第三号に定める総合勘定(以下この条において「旧総合勘定」という。) 総合勘定

四 年金福祉事業団業務承継法第六条に規定する承継資金運用勘定(以下この条において「旧承継資金運用勘定」という。) 附則第九条第一項第三号に定める総合勘定(以下この条において「旧総合勘定」という。) 総合勘定

一項に規定する特別の勘定(以下「承継資金運用勘定」という。)

2 前条第一項の規定により政府から出資されたものとされた額は、総合勘定に属する資本金として整理するものとする。

3 附則第三条第一項の規定により管理運用法人

が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において資本金として整理されている金額を超えるときは、当該超える金額を旧総合勘定が旧厚生年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用勘定から受け入れた資金の額を基準として整理するものとする。

4 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金を増額して整理するものとする。

(非課税)

第六条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課すことができない。

(事務所に関する経過措置)

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(承継資金運用業務)

第八条 管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金(資金確保業務及び基盤強化業務に係る部分に限る。附則第十一条第一項において同じ。)の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附用を行つ。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第九条 管理運用法人は、前条の規定による業務(以下「承継資金運用業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第十一条 承継資金運用勘定に属する資産は、年金勘定又は承継資金運用勘定の負債として整理された金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

額して整理するものとされた額を差し引いた額は、適用しない。

(合同運用)

第十二条 承継資金運用勘定に属する資産は、年金勘定又は承継資金運用勘定の負債として整理された金額を差し引いた額は、年金勘定と合同して管理及び運用を行うものとする。

(総合勘定からの資金の融通)

第十三条 管理運用法人は、承継資金運用業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

7 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第六条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課すことができない。

(事務所に関する経過措置)

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(承継資金運用業務)

第八条 管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金(資金確保業務及び基盤強化業務に係る部分に限る。附則第十一条第一項において同じ。)の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附用を行つ。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第九条 管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

(管理運用業務に関する規定の準用等)

第十二条 管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

(管理運用業務を行つ)

第十三条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	年金積立金	掲げる業務
第十二条第二項	年金積立金及び附則第八条に規定する業務	年金積立金及び附則第九条第一項に規定する特別の勘定(以下「承継資金運用勘定」という。)に属する資産
第十九条第一項	前条	係る資産
第二十条第一項から第三項まで、第二十二条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条第一項	年金積立金	年金積立金及び承継資金運用勘定に属する資産
第二十一条第一項		前条及び附則第八条
第二十四条第一項第三号並びに第二十五条第一項及び第二項	及び国民年金勘定 (以下「国民年金積立金」という。)	年金積立金及び承継資金運用勘定に属する資産
第二十四条第二項	勘定	、国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)及び承継資金運用勘定に属する資産
第二十五条第一項第三号並びに第二十五条第一項及び第二項	及び国民年金勘定	、国民年金勘定及び承継資金運用勘定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
第二十六条	勘定及び承継資金運用勘定	(罰則の経過措置)
第二十七条	施行日前に基金法(第十二条及び第二十条第三項を除く。)又は年金福祉事業団業務承継法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。	施行日前にした行為並びに附則第三条第六項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、な
第二十八条		お従前の例による。
第二十九条		は、この法律の施行の日(以下この条、次条及び附則第三十一条において「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。
第三十条		(厚生年金保険法の一部改正)
第三十一条		厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の八」を「第七十九条の七」に改める。

定めるところによる。

第八十一条から第八十四条まで 削除

(積立金の運用に関する経過措置)

第十九条 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の

五第一項又は前条の規定による改正前の国民年金法第七十八条第一項の規定による報告書につ

いでは、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議会に提出する」と、「三ヶ月以内に提出する」という規定は、

會に提出するとともに「あるのは
く」とする。

(厚生保険特別会計法等)一部改正

「一、更三民食寿司会社」(昭四一・二三六・建第一)に改める。

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第五条及び第六条

三 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項及び第六条

三　国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第三十七条

(国民生活金融公庫法の一改正)

附則第十九項中「年金資金運用基金が年金留

附則第一項に全金資金貸付基づき全金社
祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律
(平成十二年法律第二十号)。以下「年金福祉事業

（金社法第22条）
団業務承継法」という。（第十三条）を「独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構が

法附則第五条の二第三項に、「年金福祉事業団業務承継法第十三条」を「独立行政法人福祉医療

機構法附則第五条の「第三項」に、「年金資金運用基金の」を「独立行政法人福祉医療機構の」

に、「年金資金運用基金に」を「独立行政法人福祉医療機構に」に改め、附則第二十項及び第二十一項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人

第二十五条第一項及び第二十六条第一号		第十四条第一項
第二十八条	第三十二条	第二十五条第一項
業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務	業務	第二十五条第一項(附則第五条の二第一項に規定する場合を含む。)
12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。	13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行つ場合には、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第一百六十六号)附則第五条の二第六項ノ規定ニ依る納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依り読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。	14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法(昭和二十一年法律第二百三十六号)第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第一百六十六号)附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。
第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特	15 第一項から第三項までの規定により機関が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。	16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。 (別に法律で定める日の検討)
第三十二条 独立行政法人福祉医療機構法(以下この条において「新機構法」という)附則第五条の二第三項の別に法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとす。	第三十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 別表年金資金運用基金の項を削る。	第三十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下この条において「新機構法」という)附則第五条の二第三項の別に法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとす。

号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日以後の日で政令で定めるまでの間、事業主は、第九条第二項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合に是は、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第九条第一項第一号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2

中小企業の事業主(その當時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に係る前項の規定の適用については、前項中「三年」とあるのは「五年」とする。

3

厚生労働大臣は、第一項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(事業主による高年齢者等の再就職の援助等に関する経過措置)

第六条 第十五条から第十七条までの規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、第十五条第一項中「解雇(自己)の責めに帰すべき理由によるものを除く。」の他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)とあるのは「定年、解雇(自己)の責めに帰すべき理由によるものを除く。」の他の厚生労働省令で定める理由」と、第十六条第一項中「解雇等」とあるのは「前条第一項に規定する理由」と、第七条第一項中「解雇等により」とあるのは「解雇(自己)の責めに帰すべき理由によるものを除く。」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)により」とする。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日

二 第二条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条、第十条、第十五条、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第六項中「附則第三条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

(高年齢者職業経験活用センターに関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第三十二条第一項の規定により指定を受けている法人については、旧法第三十二条から第三十六条までの規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 履用対策法の一部改正
(雇用対策法の一項改正)
二号の一部を次のようにより改正する。

第四条第一項第五号中「並びに継続雇用制度の導入及び改善」を「及び継続雇用制度の導入」に改める。

平成十六年五月二十一日印刷

平成十六年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局